

「持続可能な循環型都市」の実現に向けた 施策の展開

1 施策体系

第4章において掲げた基本理念「パートナーシップで支え合う持続可能な循環型都市なごやをめざします」と4つの目指す方向性「協働」「資源循環」「安心」「地球にやさしく」を踏まえ、第2章で整理した本市のごみ処理・資源化を取り巻く状況と課題に対して重点的に展開する2つの施策と5つの基本的な施策を以下のように示します。

〈重点施策〉

重点施策1 プラスチック資源循環の推進

プラスチックは私たちの生活に欠かせないものですが、海洋汚染や地球温暖化などプラスチックが関係する環境問題が世界的な課題となっており、本市においても世界や国の動きに対応しプラスチックの削減をさらに推し進めていく必要があります。そこで、「プラスチック資源循環の推進」を重点施策に位置づけ、プラスチック問題についての環境教育・情報発信を進めるとともに、「減らす」「大切に使う」「循環させる」「置き換える」の4つのアクションに焦点をあてた施策・取り組みを展開します。

重点施策2 食品ロスの削減／食品ロス削減推進計画

食品ロスの発生は、食品そのものが無駄になるだけでなく、その生産から廃棄までの工程に用いられた多くの資源やエネルギーの無駄にもつながっています。そのような中、「食品ロス削減推進法」が施行され、市町村にもさらなる食品ロス削減の取り組みが求められています。そこで、「食品ロス削減推進計画」を本計画に内包して策定するとともに、「食品ロスの削減」を重点施策に位置づけ、食品ロス削減に向けた目標を設定し、「市民」「事業者」「行政」がそれぞれの立場で主体的に食品ロスの削減を進められるよう施策・取り組みを展開します。

〈基本的な施策〉

施策1 環境にやさしい学びと行動の推進

ごみの減量・資源化を進めるためには、次世代を担う子どもたちをはじめ、あらゆる世代の方々への環境学習を推進し、多様なステークホルダーや媒体を活用した情報発信や環境にやさしい行動に結びつけてもらうための施策が求められています。そこで、「環境にやさしい学びと行動の推進」を施策1として掲げ、以下の施策の柱に基づいた取り組みを進めます。

▶▶▶▶▶ 施策の柱 ◀◀◀◀◀

①環境学習の推進

②情報発信と行動の展開

施策2 2R（リデュース・リユース）の推進

ごみも資源も元から減らすためには、暮らしや事業活動において使い捨て・過剰包装のライフスタイル・ビジネススタイルを転換し、『「もったいない」のその一歩先』を意識した施策を展開することが必要です。そこで、「2R（リデュース・リユース）の推進」を施策2として掲げ、以下の施策の柱に基づいた取り組みを進めます。

▶▶▶▶▶ 施策の柱 ◀◀◀◀◀◀

③ 使い捨てプラスチックの削減

④ 食品ロスの削減

⑤ モノを大切に
意識の醸成

施策3 分別・リサイクルの推進

市民・事業者の分別意識向上のためには、「分かりやすい・分けやすい」分別区分の設定やそれぞれのライフスタイル・価値観に合わせた広報・啓発を実施することが必要です。また、資源を効率よく循環させるためには、市民・事業者の取り組みを支援し、連携することが求められます。そこで、「分別・リサイクルの推進」を施策3として掲げ、以下の施策の柱に基づいた取り組みを進めます。

▶▶▶▶▶ 施策の柱 ◀◀◀◀◀◀

⑥ 「分かりやすい・分けやすい」
区分による分別収集の実施

⑦ 分別意識のさらなる
向上

⑧ リサイクルの
さらなる推進

施策4 安心・安全で適正な収集・処理体制の確保

生活基盤としてのごみ収集・処理を安心かつ安全に継続させるためには、社会課題に的確に対応するとともに、有事に適切に対応できる収集・処理体制を確保することが求められます。また、焼却工場や処分場等の施設整備は、環境負荷に配慮しながら計画的かつ安定的に進めることが必要不可欠です。そこで、「安心・安全で適正な収集・処理体制の確保」を施策4として掲げ、以下の施策の柱に基づいた取り組みを進めます。

▶▶▶▶▶ 施策の柱 ◀◀◀◀◀◀

⑨ 社会課題に対応した
収集・処理の推進

⑩ 計画的かつ環境に
配慮した施設整備

⑪ 長期的かつ安定的な
埋立処分場の確保

施策5 快適に住み続けられるまちづくり

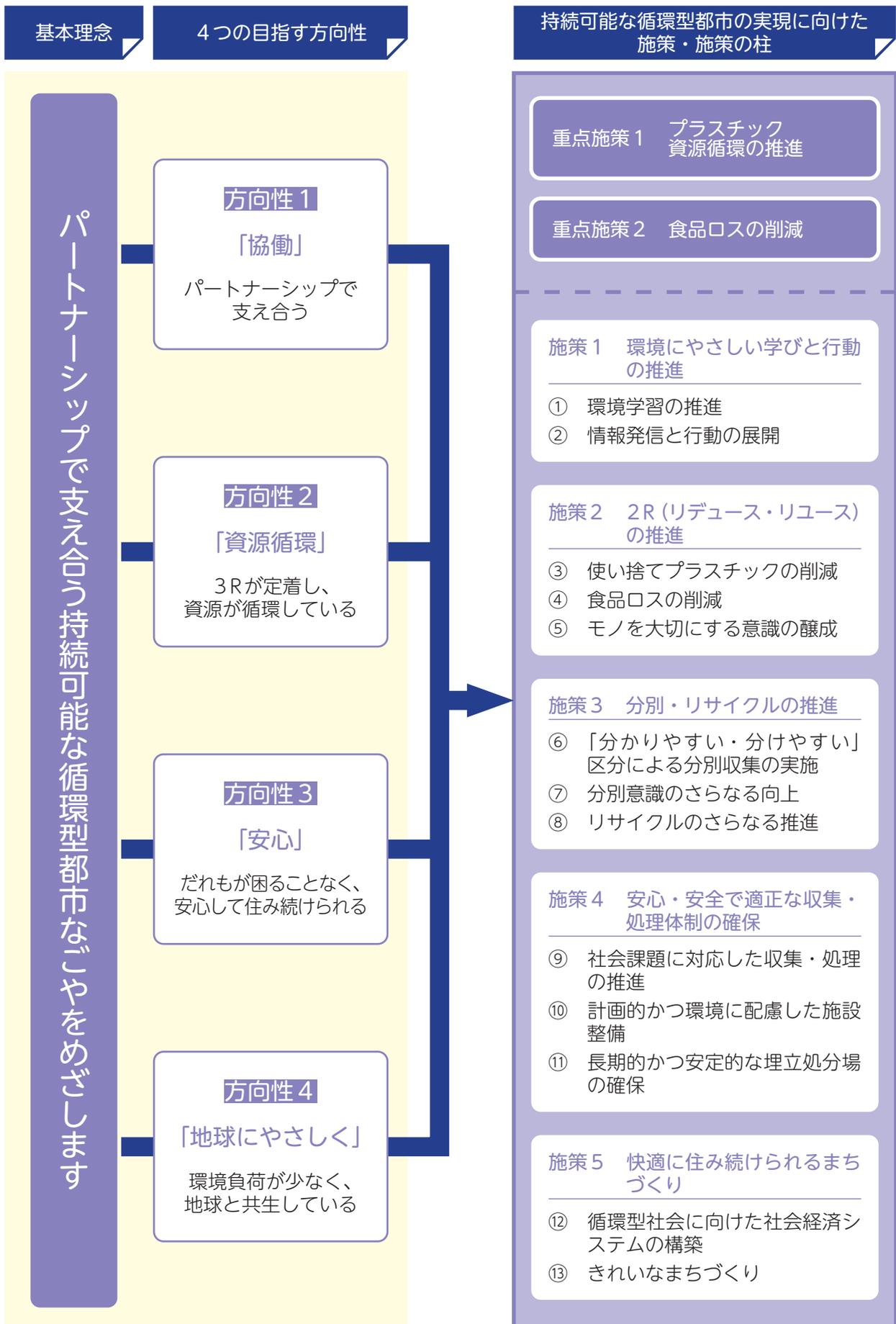
循環型社会の形成に向けては、大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルから脱却し、持続可能な仕組みづくりを進めるなど循環型の社会経済システムの構築が求められています。また、快適に住み続けるためには、不法投棄・ポイ捨てを防止する施策を推進し、きれいなまちづくりを進めることが必要です。そこで、「快適に住み続けられるまちづくり」を施策5として掲げ、以下の施策の柱に基づいた取り組みを進めます。

▶▶▶▶▶ 施策の柱 ◀◀◀◀◀◀

⑫ 循環型社会に向けた
社会経済システムの構築

⑬ きれいなまちづくり

基本理念・施策の体系図



2R推進実行委員会は、容器・包装の3Rにより、循環型社会へ向けた仕組みづくりを市民（消費者）・事業者（製造・販売事業者）・行政が協力して進めていく手法の検討や基準の設定を行うため、平成13（2001）年5月に「容器・包装3R推進協議会」として、発足したことが始まりです。

平成14（2002）年5月には、「脱レジ袋宣言」を行い、翌年10月に市内共通還元制度「エコクーポン」を実施するなど、レジ袋の削減に取り組んできました。平成19（2007）年2月には、大幅なレジ袋削減のため、レジ袋有料化の実施を決定し、事業者との協定に基づき、同年10月の緑区でのモデル事業実施を皮切りに、平成20（2008）年10月に東部8区、平成21（2009）年4月に全市へと拡大し、レジ袋有料化を実施しました。



レジ袋有料化の展開



「レジ袋削減協定締結店」マーク

また、「名古屋市におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定」により、レジ袋の有料化による収益金を「レジ袋有料化還元基金」に寄附いただくことで、環境保全活動や地域貢献活動に還元してきました。



無料給水スポット（名古屋港水族館）



公園花壇の協賛（名城公園）

現在では、「2R推進実行委員会」へと名称を変更し、「食品ロス削減推進部会」及び「発生抑制推進部会」を設置し、レジ袋有料化還元基金事業のほか、食品ロスや容器包装等の削減を促進する事業を実施しています。



食品ロス削減の啓発



使い捨てプラスチック削減POP

2 重点施策1 プラスチック資源循環の推進

1 趣旨

プラスチックは軽くて丈夫、加工しやすく密閉性が高いといった特徴から、様々な場面で広く使われ、その機能性は食品ロスの削減や輸送時のエネルギー効率の改善をもたらすなど、私たちの生活に欠かせないものとなっています。

その一方で、世界全体で年間数百万トンを超える海洋へのプラスチックごみの流出があると推計されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。プラスチックの大量生産・大量消費・大量廃棄は資源枯渇のほか、焼却時に二酸化炭素を排出することから地球温暖化にもつながっており、プラスチック対策は世界的に喫緊の課題となっています。

そのような中、国は令和元（2019）年5月に3R + Renewableを基本原則とした「プラスチック資源循環戦略」を策定し、その方向性を具体的に推進するための枠組みとして、令和4（2022）年4月には「プラスチック資源循環促進法」を施行しました。

本市においては、「持続可能なプラスチックの利用」を実現するために、市民・事業者と行政が一体となって取り組んでいくための基本的な考え方をとりまとめた「名古屋市プラスチック削減指針」を令和5（2023）年3月に策定しました。

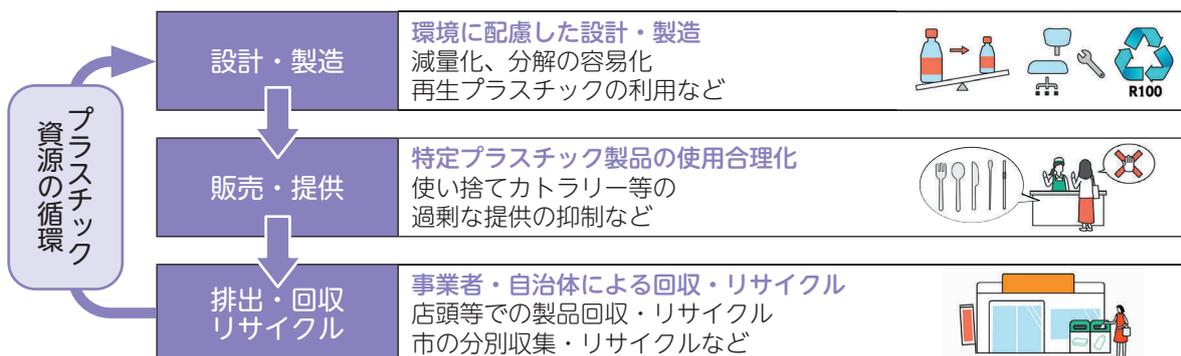
また、世界ではプラスチック汚染を終わらせるため、実効性のある国際条約の策定に向けた動きが加速しています。こうしたプラスチックに係る潮流を見据えながら、本計画においても「プラスチック資源循環の推進」を重点施策に位置づけ、使い捨て・過剰包装のライフスタイル・ビジネススタイルからの転換を目指します。

【プラスチック資源循環戦略におけるマイルストーン】

リデュース	①2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制
リユース・リサイクル	②2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに ③2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル ④2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用
再生利用・バイオマスプラスチック	⑤2030年までに再生利用を倍増 ⑥2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

【プラスチック資源循環促進法の枠組み】

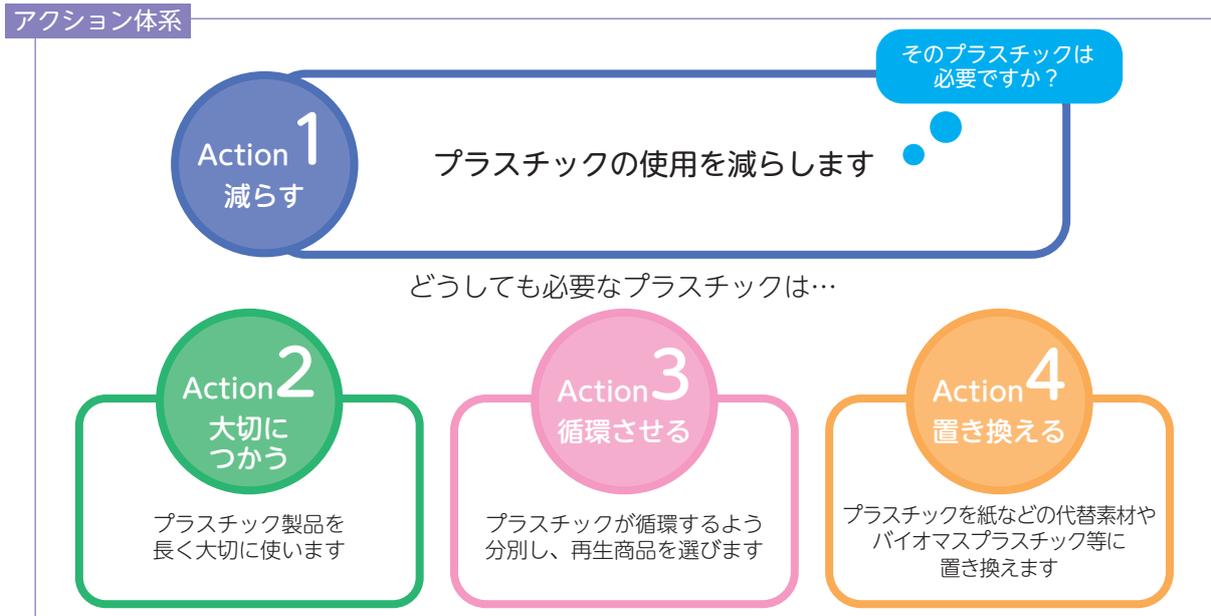
プラスチック製品の設計から廃棄物の処理まで、あらゆる主体（消費者・事業者・行政）がプラスチックの資源循環に取り組むこととされています。



【名古屋市プラスチック削減指針の概要】

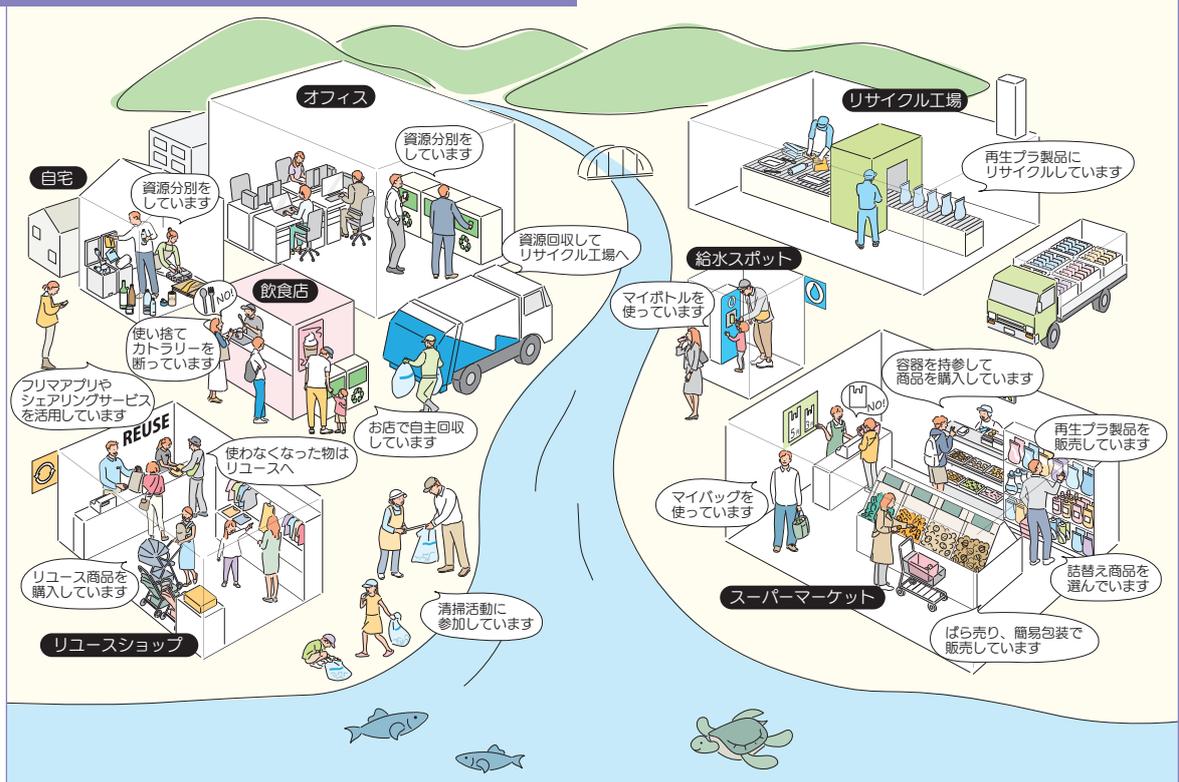
名古屋市プラスチック削減指針は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、持続可能なプラスチックの利用を実現するために、市民・事業者と行政が一体となって取り組んでいくための基本的な考え方などをお示ししたものです。

Action 1 「減らす」を最優先とし、どうしても必要なプラスチックについては、Action 2～4に取り組む必要があるという優先順位をつけています。



「理想の状態」

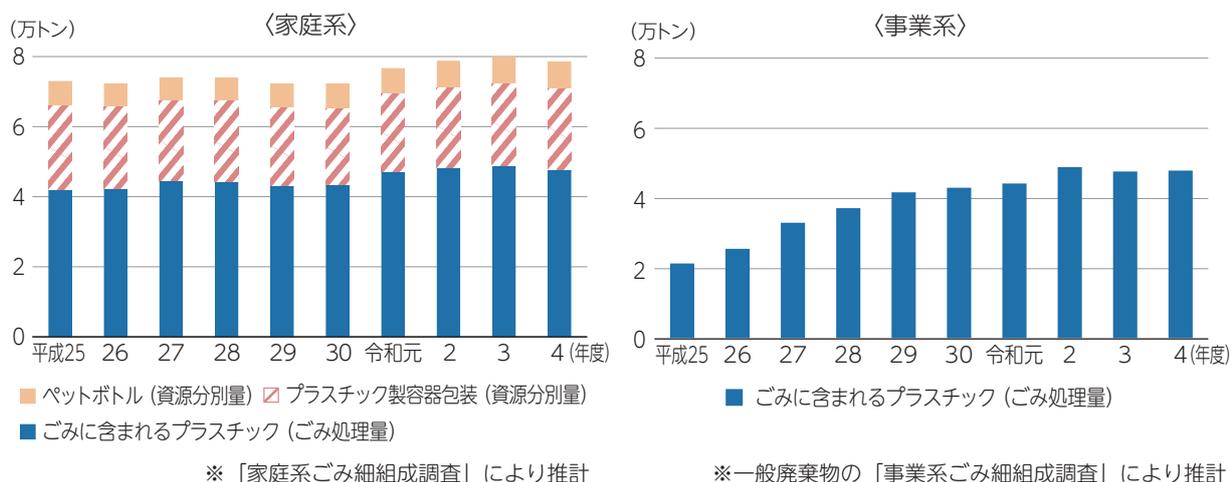
大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、「持続可能なプラスチックの利用」を実現した状態



2 本市の現状と課題

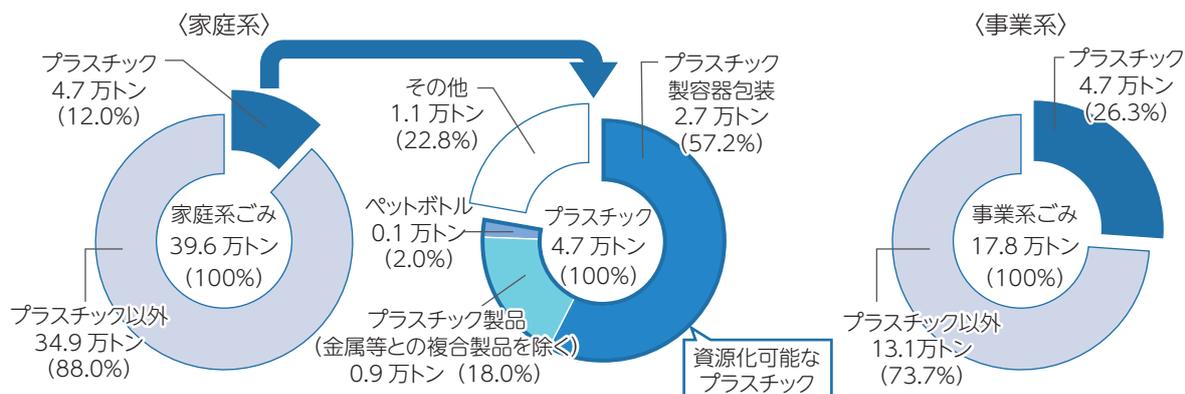
(1) プラスチックの発生量

プラスチックの発生量は家庭系・事業系ともに増加傾向であり、使い捨てプラスチックの削減などプラスチックの発生抑制を進めていく必要があります。



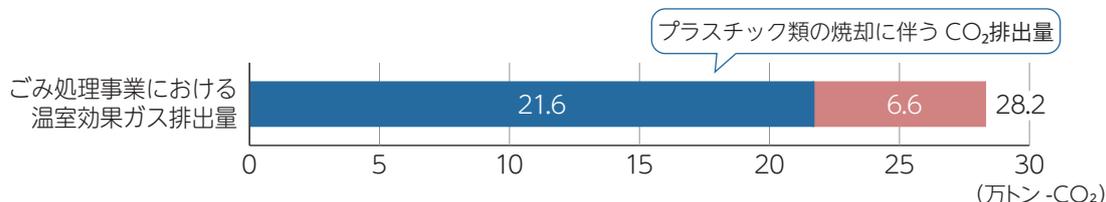
(2) ごみに含まれるプラスチックの量 (令和4年度実績)

家庭系は4.7万トン (家庭系ごみの12.0%)、事業系は4.7万トン (事業系ごみの26.3%)のものプラスチックがごみに含まれており、プラスチックの発生抑制を進めるほか、分別・リサイクルを推進していく必要があります。



(3) プラスチック類の焼却に伴う二酸化炭素排出量 (令和4年度実績)

本市のごみ処理事業における温室効果ガス排出量は増加傾向にあり、その大半 (約8割) はプラスチック類の焼却に伴い発生する二酸化炭素です。ごみに含まれるプラスチック類を減らすことは温室効果ガス排出量の削減にもつながります。



3 プラスチック問題についての環境教育・情報発信

プラスチックは海洋汚染・資源枯渇・地球温暖化といった環境問題につながっており、その根底には大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会があります。こうしたプラスチック問題の構造や持続可能なプラスチックの利用について、小学校での出前講座や大学における講義などを通じて伝えていくほか、市公式ウェブサイトやSNSをはじめ様々な媒体を通じて情報発信を行います。

コラム 藤前干潟のプラスチックごみ

「ラムサール条約」にも登録された藤前干潟は、国内有数の渡り鳥の飛来地であり、本市に残る貴重な自然の一つです。また、この藤前干潟は過去に市のごみ処分場として埋立計画があった場所であり、干潟を守りたいという市民の活動により残すことのできた、本市の環境行政の原点ともいえる場所です。

藤前干潟の沿岸を歩いてみると、岩場に漂着したペットボトルやお菓子の袋などのプラスチックをたくさん見かけます。

また、足元には流木などに混じってマイクロプラスチックと呼ばれる小さなプラスチック片が無数にあることに気づきます。この藤前干潟のプラスチックごみの現状を明らかにするため、漂着ごみの調査を行いました。



【漂着ごみ・マイクロプラスチック調査の結果】

漂着ごみの調査（令和3年10月）

漂着したごみのほとんどはプラスチックでした。またその多くはペットボトルや商品容器などの容器包装でした。

堤防沿い50m区間の調査で

合計 **49.51kg**

3,368個

ものごみを確認！！



容器包装



硬質プラ破片



ウレタン

マイクロプラスチックの調査（令和3年11月）

農業で使われる徐放性肥料の殻のほか、プラスチック・発泡スチロール片など、多くのマイクロプラスチックが確認されました。

わずか15cm×15cm

深さ1cmの中で

合計 **1,622個**

ものマイクロプラスチックを確認！！



徐放性肥料の殻

発泡スチロール片



プラスチック片

藤前干潟では地域のボランティアの皆さんによる定期的な清掃活動が行われているほか、毎年5月と10月には市民・企業・行政の協力による藤前干潟クリーン大作戦が実施されています。清掃活動は海への流出を防止する重要な活動ですが、どれだけ拾っても毎回多くのごみが回収されています。漂着ごみをなくすためには、プラスチックの使用量そのものを削減する（蛇口を閉める）ことが必要です。

4 推進する施策

(1) 「減らす」～ Action 1 ～

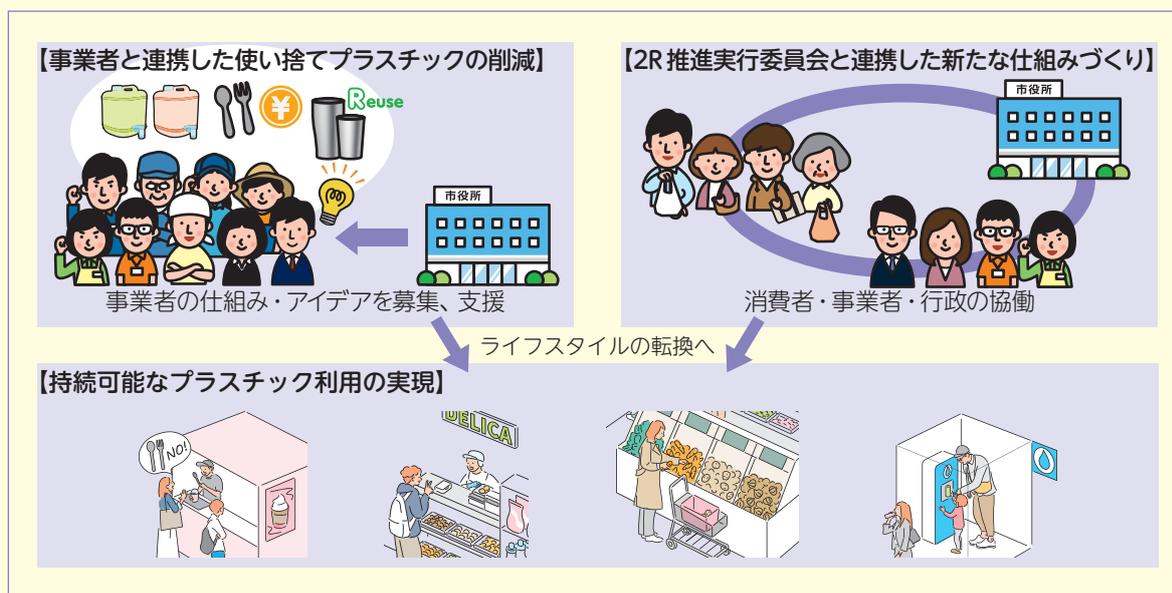
「減らす」ための行動は、プラスチックの使用量そのものを削減することができ、プラスチックが引き起こす問題全ての解決につながることから、最も優先して取り組む必要があります。

●事業者と連携した使い捨てプラスチックの削減

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、「持続可能なプラスチックの利用」を実現するには、先進的な技術や様々なノウハウを持つ民間事業者の力は欠かすことができません。使い捨てプラスチック削減の仕組みやアイデアを持つ事業者を募集し、市民に実践・体験してもらう実証実験などの支援を行うとともに、取り組み内容や削減効果等を発信・共有することで、使い捨てプラスチックの削減を図ります。

●2R推進実行委員会と連携した新たな仕組みづくりの検討

全国に先駆けて本市独自のレジ袋有料化に取り組んだ2R推進実行委員会というフィールドを活用し、消費者・事業者との連携による協働の力によって、レジ袋有料化に引き続く、新たな使い捨てプラスチック削減の仕組みの検討を進めます。



(参考) 令和5年度採択モデル事業



●マイボトル・マイカップの利用促進

ペットボトルやテイクアウト用カップなどの使い捨て飲料容器を削減するためには、マイボトル・マイカップのより一層の利用促進が必要です。「環境デーなごや」などのイベントや出前講座など様々な機会を捉えてマイボトルの利用について働きかけを行うほか、SNSをはじめ多様な媒体を通じて普及啓発を行います。

また、市民・事業者・学識経験者と名古屋市で構成する2R推進実行委員会において給水機の設置補助を実施しています。これを継続し、マイボトル対応の無料給水スポットを増やすことで、マイボトルの普及につなげていきます。

給水スポットMAP



各所に設置されている無料給水スポット

【プラスチックの使用を減らすための行動例】

市民の行動例	事業者の行動例
<ul style="list-style-type: none"> ・マイボトルを持ち歩く。 ・お買い物にはマイバッグを持参する。 ・使い捨てスプーンやフォーク等は受け取らない。 ・簡易包装や詰め替え式の商品を購入する。 ・容器を持参して量り売り商品を購入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨てスプーンやフォーク等の提供を見直す。 ・製品やサービスで使用する使い捨てプラスチックを見直す。 ・製品やサービスにプラスチック削減に配慮していることを表示する。 ・使い捨てプラスチック提供時に消費者への意思確認をする。 ・使い捨てプラスチック削減商品・サービスの消費者に対してインセンティブを付与する。 ・量り売りで商品を提供する。

(2) 「大切に使う」～ Action 2 ～

「減らす」ことができず、どうしてもプラスチックが必要な場面においては、少しでも長く「大切に使う」ことで廃棄する量を減らし、環境へ与える影響を低減することができます。

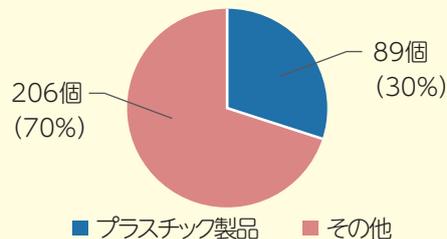
●プラスチック製品のリユースの推進

粗大ごみとして排出された収納ケースなどのプラスチック製品をリユース品として回収するほか、市民から家庭で不要となったがまだ使用できるプラスチック製品を含めたリユース品を市が直接引き取り、それらをフリマアプリなどで販売する取り組みを進め、プラスチック製品のリユースを進めます。(リユース全般についてはP66参照)



リユース品として回収・販売した衣装ケース

リユース品販売個数（令和4年度実績）



●アップサイクルによる意識の醸成

不要となったプラスチック素材を用いたアップサイクル製品の紹介や、海洋プラスチックからアクセサリーやモザイクアートを作製するアップサイクルのワークショップの開催などを通し、貴重な資源であるプラスチックを「捨てる」のではなく「活かす」意識の醸成を目指した取り組みを進めます。(アップサイクルについてはP66参照)



塩化ビニルが使用された高速道路の横断幕をアップサイクルした鞆



藤前干潟等で漂着したプラスチックごみで作製したモザイクアート

【プラスチックを大切に使うための行動例】

市民の行動例

- ・プラスチック製品を大切に使う。
- ・リユース品や長く繰り返し使える製品を購入する。
- ・リユースショップやフリマアプリ等を利用する。
- ・まだ使用できるものは必要としている人に譲る。
- ・一時的な利用にはレンタル用品やシェアリングサービスを活用する。

事業者の行動例

- ・リユース品や長く繰り返し使える製品を提供・活用する。
- ・リユースショップやフリマアプリ等を運営・活用する。
- ・プラスチック製品を大切に使う。
- ・不要となったプラスチック製品をアップサイクルする。
- ・一時的に利用できるレンタル用品やシェアリングサービスを提供・活用する。

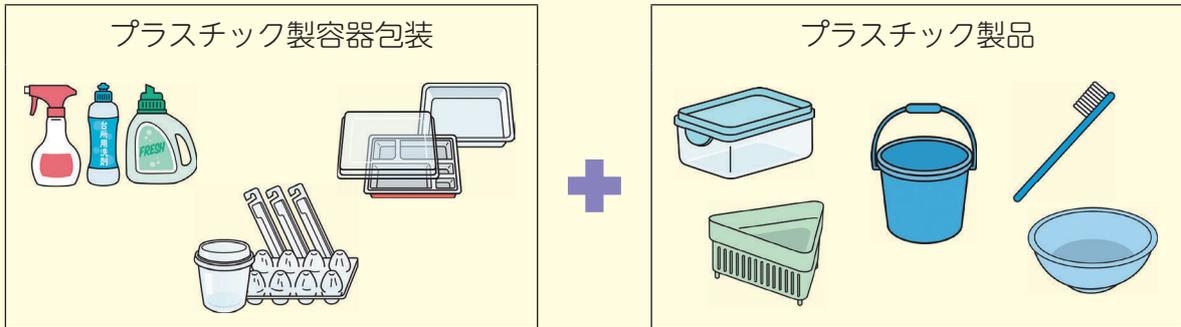
(3) 「循環させる」～ Action 3 ～

使い終わったプラスチックをごみとして単純に焼却してしまえば、資源枯渇や地球温暖化への影響を低減することはできません。きちんと分別し、可能なものはリサイクルを進めるとともに、リサイクルによって生産された商品の購入を選択するなど、プラスチックを「循環させる」ことが大切です。

●プラスチック資源の一括収集

「プラスチック資源循環促進法」に基づき、タッパーや歯ブラシなどのプラスチック製品について、分別区分を可燃ごみから資源に変更し、プラスチック製容器包装と合わせて収集・リサイクルを行います（令和6年4月開始）。

資源分別率の向上を図るとともに、危険物などが混入しないよう、広報を行います。



●事業系ごみの分別・資源化の促進

事業系ごみに占めるプラスチックの割合が増加傾向にあることから、事業系ごみの組成分析によりプラスチックの排出状況を把握し、立入調査等を通じて発生抑制や適正排出、資源化に向けた指導を強化します。

●事業者によるプラスチック資源の自主回収の推進

「プラスチック資源循環促進法」に基づく製造・販売事業者等によるプラスチック製品の自主回収・リサイクルについて、認定手続きに関する助言や広報の協力などを通じて、事業者の取り組みを支援します。

【プラスチックを循環させるための行動例】

市民の行動例
<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルしやすい商品を購入する。 ・再生素材を使用した製品を購入する。 ・プラスチックの分別をしっかりと実践する。 ・販売店等が実施する自主回収を利用する。

事業者の行動例
<ul style="list-style-type: none"> ・設計段階から分別のしやすさに配慮する。 ・再生素材を使用した製品を製造・販売する。 ・製品に再生素材を使用していることを表示する。 ・オフィス等でプラスチックの分別をしっかりと実践する。 ・販売店等で容器包装等を自主回収する。

(4) 「置き換える」～ Action 4 ～

プラスチックを紙・木材などの代替素材やバイオマスプラスチックへ「置き換える」ことで、資源枯渇や地球温暖化などプラスチックに関わる問題への効果が期待されています。

「置き換える」ことによって、どのような効果が得られるのかを正しく理解し、賢く利用していく必要があります。

●代替素材・バイオマスプラスチック等の適切な利用の広報・啓発

製造、流通、販売など様々な場面で、プラスチックから紙・木材やバイオマスプラスチック等への置き換えが進んでいます。これらの代替素材を使用した製品等の利用を促進するとともに、置き換えによって得られる環境負荷低減効果が正しく理解されるよう、広報・啓発を行っていきます。

バイオマスプラスチックとは、サトウキビなど植物由来の再生可能な資源を原料とするプラスチックのことです。原料となる植物は生育の過程で二酸化炭素を吸収するため、焼却時に発生する二酸化炭素は相殺される（カーボンニュートラル）ことから、置き換えによる温室効果ガスの削減が期待されています。

また、バイオマスプラスチックの他に生分解性プラスチックがあります。通常のプラスチックの劣化のようにただ細かくバラバラになるだけでなく、微生物の働きにより水と二酸化炭素に分解される（自然に還る）プラスチックのことです。自然環境に流出したプラスチックによる汚染問題の解決策の一つとして期待されています。

●可燃ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入促進

「プラスチック資源循環戦略」において、焼却せざるを得ない可燃ごみ袋については、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックを活用することが求められていることから、バイオマス原料の供給体制やコストなどの動向も踏まえながら、可燃ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入を促進します。

【プラスチックから置き換えるための行動例】

市民の行動例	事業者の行動例
<ul style="list-style-type: none">・代替素材やバイオマスマーク等について調べてみる。・素材や利用方法の違いによる環境負荷の差を調べてみる。・代替素材やバイオマスプラスチック等を使用した製品を購入する。・代替素材やバイオマスプラスチック等の使用や開発に熱心なメーカーやお店を率先して利用する。	<ul style="list-style-type: none">・代替素材やバイオマスプラスチック等を使用した製品を製造・販売する。・製品にバイオマスプラスチック等を使用していることを表示する。・製品の環境負荷削減の取り組みをウェブサイト等で紹介する。・代替素材やバイオマスプラスチック等を使用した製品を使用する。

5 市役所による率先行動

本市自らが率先して環境に配慮した行動を実践するために策定した「名古屋市役所環境行動計画2030」の取り組みを推進するため、本市独自の「なごや環境マネジメントシステム(N-EMS)」を運用しています。N-EMSの運用を通じて、ごみの発生抑制や資源化、グリーン購入を推進します。

「グリーン購入」とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

本市においても「名古屋市グリーン購入ガイドライン」を定め、品目ごとに基準を満たした物品調達に努めています。市が率先してグリーン購入を行うことで、事業者として積極的な姿勢を示すだけでなく、環境に配慮した市場の形成にもつなげていきます。

また、物品の調達時にプラスチックが使用されたものを可能な限り選ばない、会議・イベント等でペットボトル等の使い捨てプラスチックの提供を行わないなど、発生抑制のための取り組みを推進します。

さらに、事業執行に伴う部分だけでなく、職員の個人利用についても、市民・事業者の規範となるよう、一人一人の意識向上を図り、プラスチックの削減に努めます。

本市では、「啓発物品の調達に係るプラスチックごみの削減に関する方針」を定め、使い捨てプラスチックを使用しない啓発物品の調達に努めています。

〈プラスチックを使用しない啓発物品の事例〉



紙製の包装を使用した
ポケットティッシュ



包装を省略した付箋



紙製の水切り袋



紙製のうちわ

3 重点施策2 食品ロスの削減／食品ロス削減推進計画

1 趣旨

本来食べられる食品が、生産、製造、流通、販売、消費の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。食品ロスの発生は、食品そのものが無駄になるだけでなく、その生産から廃棄までの工程に用いられた多くの資源やエネルギーの無駄にもつながるため、食品ロスを削減することにより、家計負担や廃棄物処理に係る財政支出の軽減、さらには温室効果ガス排出量の削減による気候変動の抑制といった効果が期待できるものです。

そのような中、令和元（2019）年10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」の策定に努めることとされました。

また、令和2（2020）年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、地域における食品ロスの削減を推進するため、より生活に身近な地方公共団体において、地域特性を踏まえた取り組みを推進していくことが重要であるとされています。

本市では、「食品ロス削減推進法」に規定される「食品ロス削減推進計画」を本計画に内包して策定するとともに、「食品ロスの削減」を重点施策に位置づけ、本市における食品ロスの削減に向けて一層の取り組みを進めます。

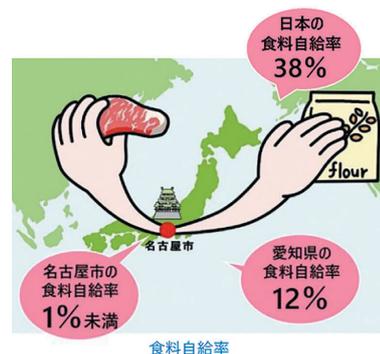
コラム 食文化「なごやめし」から考える食品ロス削減

名古屋には「なごやめし」として有名な「ひつまぶし」があります。この料理は、うなぎの蒲焼きを出している店で、身が崩れたためお客に出せなくなった部分を捨てるのが「もったいない」という思いから生まれたものだとされています。その材料となるうなぎは、世界的に絶滅が危惧されています。このまま資源量に配慮することなく獲り続けてしまえば、将来的にうなぎは絶滅してしまい、名古屋で美味しい「ひつまぶし」を食べることができなくなってしまうかもしれません。他にも味噌をふんだんに使った料理は、「なごやめし」の代表の一つですが、味噌の原材料である大豆は、そのほとんどを海外からの輸入に頼っているのが現状です。

今後、世界人口が増えることが予想されており、食料確保の問題は喫緊の課題となっています。このままだと世界的な食糧不足が原因により、大豆を含む輸入食品が手に入らなくなってしまうかもしれません。このような問題に対し、消費者・事業者・行政のそれぞれができることとして、まずは食品ロス削減に取り組み、貴重な食材を無駄にしないよう適切な行動をとることが、限りある資源を持続可能なものとし、美味しい「なごやめし」を将来にわたって食べられるようにするためにも重要です。



写真提供：鳥居亮一

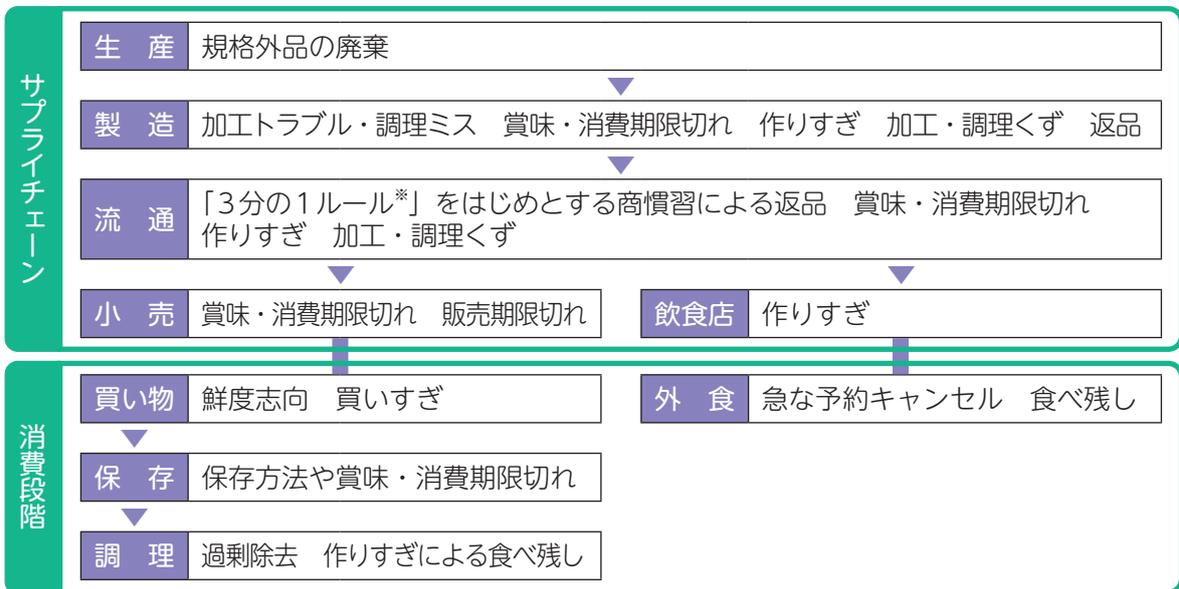


出典：生物多様なごや戦略実行計画2030

2 食品ロス発生の実況

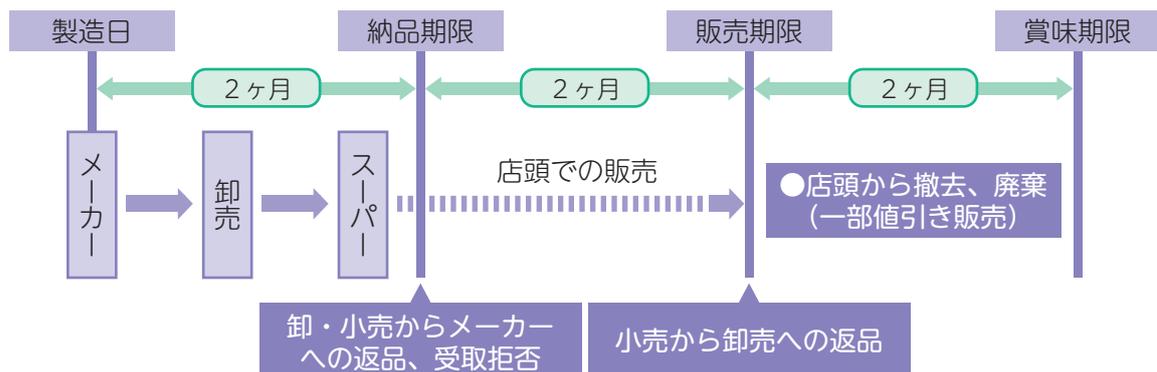
(1) 食品ロスの発生要因

食品ロスは食品のライフサイクルの中でも、生産、製造、流通、販売、消費といったあらゆる段階で発生しています。家庭内における主な食品ロスは、消費段階において発生するものとなっており、食材の買いすぎや、作りすぎ・好き嫌いなどが原因で食べ残されたもの（食べ残し）、冷蔵庫や食品庫に入れたまま賞味・消費期限が切れるなどして、食卓に上らずに廃棄されたもの（手つかず食品）などが食品ロスとして捨てられています。（「市民の行動例」についてはP59参照）



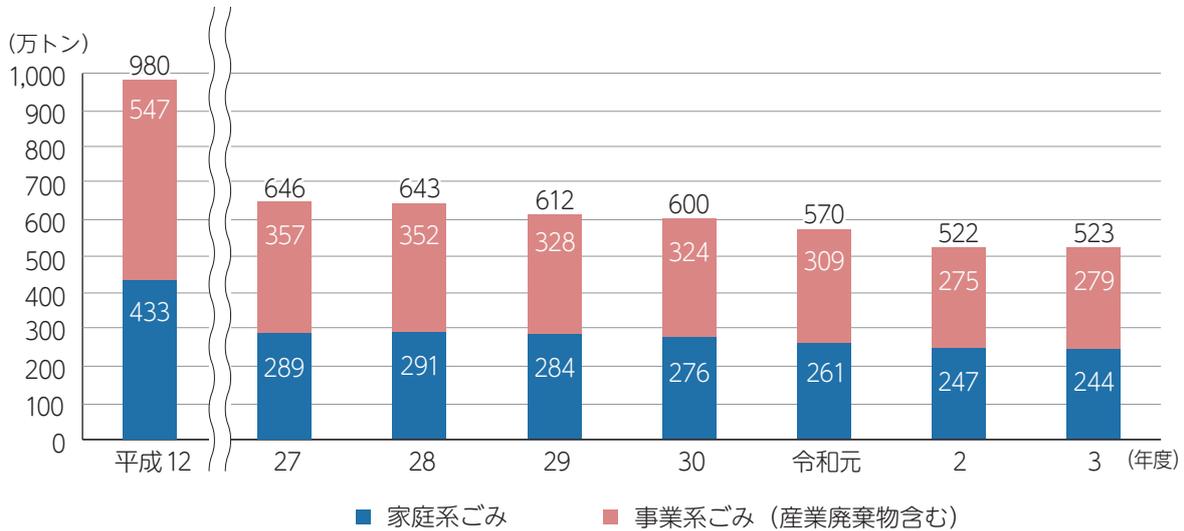
※3分の1ルールとは、食品の製造日から賞味期限までの期間を3等分し、最初の3分の1の期限までに食品製造事業者や卸売事業者が小売業者に納品するという、食品流通業界における商慣習の一つです。期限内に納品できず、ほかに販売先がない商品は、そのまま廃棄されることから、食品ロス発生の要因となっています。

3分の1ルールによる期限設定の概念図（賞味期限6ヶ月の場合）



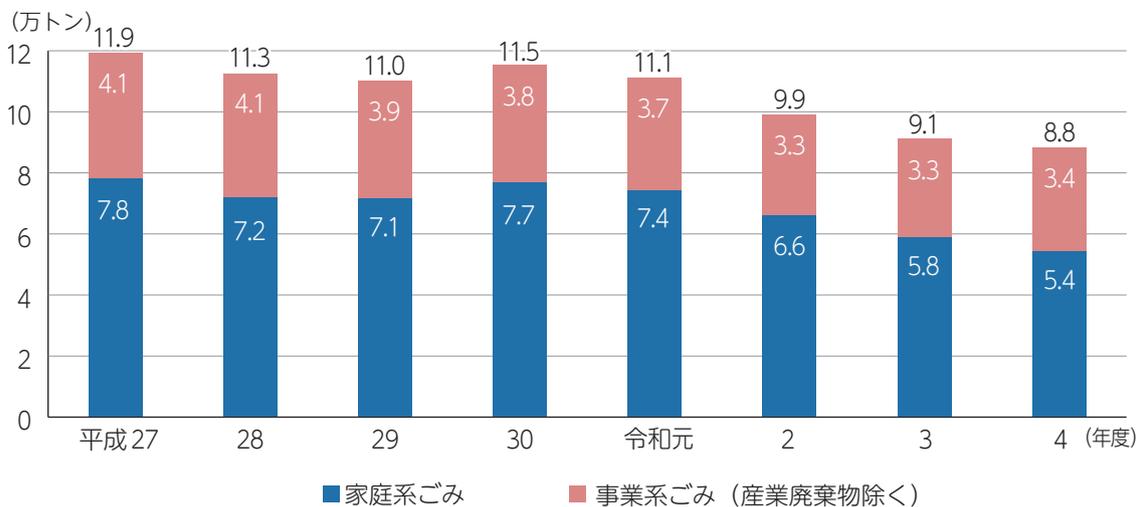
(2) 国の食品ロス発生量

国内における令和3（2021）年度の食品ロス発生量は、家庭系食品ロス量が244万トン、事業系食品ロス量が279万トン、全体で523万トンと推計されています。なお、事業系食品ロス量には食品製造業から排出される産業廃棄物（約125万トン）が含まれています。



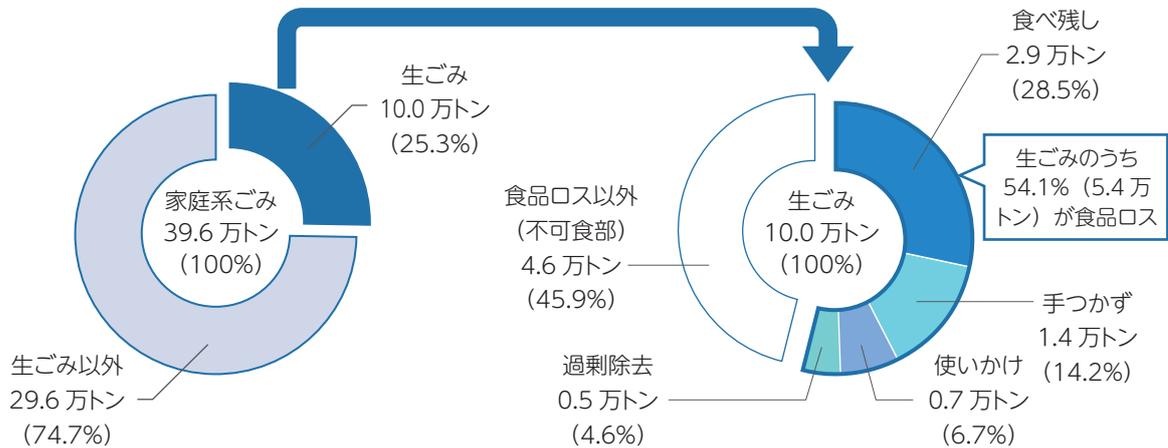
(3) 本市の食品ロス発生量

本市における令和4（2022）年度の食品ロス発生量は、家庭系食品ロス量が5.4万トン、事業系食品ロス量が3.4万トン、全体で8.8万トンと推計しています。なお、事業系食品ロスについては、食品製造業から排出される産業廃棄物は含まれておりません。



【家庭系】

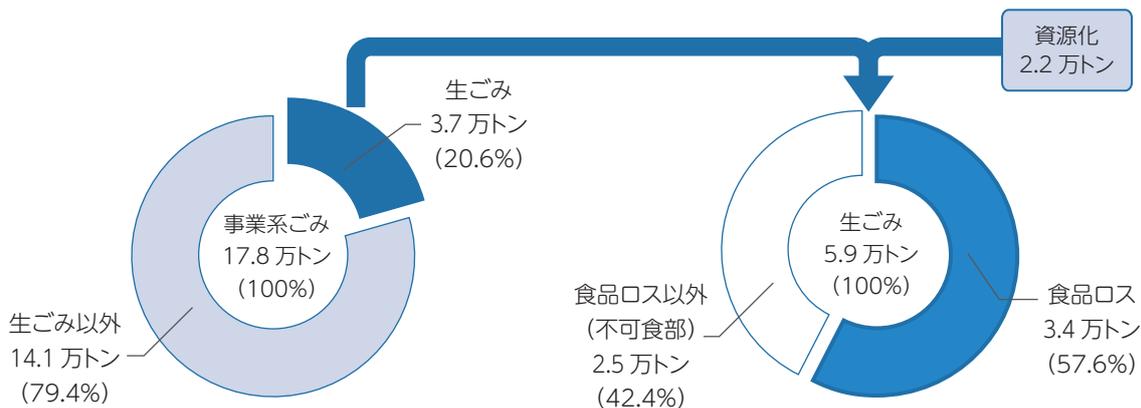
令和4（2022）年度に本市が実施した家庭系ごみ組成調査では、家庭系生ごみ（10万トン）に占める食品ロスの割合は54.1%（5.4万トン）と推計しています。食品ロスの内訳をみると、「食べ残し」が28.5%、「手つかず」が14.2%、「使いかけ」が6.7%、「過剰除去」が4.6%となっています。



【事業系】

令和4（2022）年度に実施した事業系食品ロスの実態調査では、事業系生ごみ（5.9万トン）に占める食品ロスの割合は57.6%（3.4万トン）と推計されています。

なお、事業系生ごみ（5.9万トン）のうち、2.2万トンが資源化（主に飼料化・堆肥化）されていますが、この中には、食べられる部分（食品ロス）が含まれています。



（4）市民意識の調査

「令和4（2022）年度消費者の意識に関する調査（消費者庁実施）」において、「食品ロス問題を知っている、かつ、食品ロスを減らすための取り組みを行っている」と回答した人は76.9%となっており、国は令和12（2030）年度目標として80%を設定しています。

本市においては、令和4（2022）年度に実施した「ごみの減量・分別リサイクルに関する市民アンケート」において、「食品ロス問題を知っている、かつ、食品ロスを減らすための取り組みを行っている」と回答した人は93.7%となっており、国の数値である76.9%を大きく上回る結果となりました。

3 削減目標

(1) 国の食品ロス削減目標

国においては、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」、事業系食品ロスについては「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」において、平成12（2000）年度比で令和12（2030）年度までに食品ロス量を半減させることとしています。

「食品ロス削減推進法」が施行された令和元（2019）年度においては、平成12（2000）年度と比較して家庭系は39.7%減少、事業系は43.5%減少しており、令和12（2030）年度までにそれぞれ17.2%、11.7%の削減が必要となっています。

（単位：万トン）

区分	平成12年度実績	令和元年度実績		令和12年度目標		
			平成12年度比		平成12年度比	令和元年度比
家庭系	433	261	▲39.7%	216	▲50%	▲17.2%
事業系	547	309	▲43.5%	273	▲50%	▲11.7%
合計	980	570	▲41.8%	489	▲50%	▲14.2%

(2) 本市の食品ロス削減目標

本市においては、国の令和元（2019）年度から、令和12（2030）年度までの目標達成に向けた削減率を踏まえ、目標値を設定します。

家庭系については、令和4（2022）年度実績が令和元（2019）年度比27%減少しており、国の目標達成に向けた削減率（令和12年度までに令和元年度比17.2%削減）を既に上回っていますが、食品ロス削減の一層の取り組みを進めることで、令和12（2030）年度までに令和4（2022）年度比5%削減を目指すものとします。

事業系については、令和4（2022）年度実績が令和元（2019）年度比8%減少しており、国の目標達成に向けた削減率（令和12年度までに令和元年度比11.7%削減）を下回っているため、令和12（2030）年度までに令和4（2022）年度比5%削減を目指すものとします。

また、令和22（2040）年度目標については、令和4（2022）年度から令和12（2030）年度までと同程度の削減を継続する目標値を設定します。

（単位：万トン）

区分	令和元年度実績	令和4年度実績		令和12年度目標		令和22年度目標	
			令和元年度比		令和4年度比		令和4年度比
家庭系	7.4	5.4	▲27%	5.1	▲5%	4.9	▲10%
事業系	3.7	3.4	▲8%	3.2	▲5%	3.1	▲10%
合計	11.1	8.8	▲21%	8.4	▲5%	7.9	▲10%

※四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

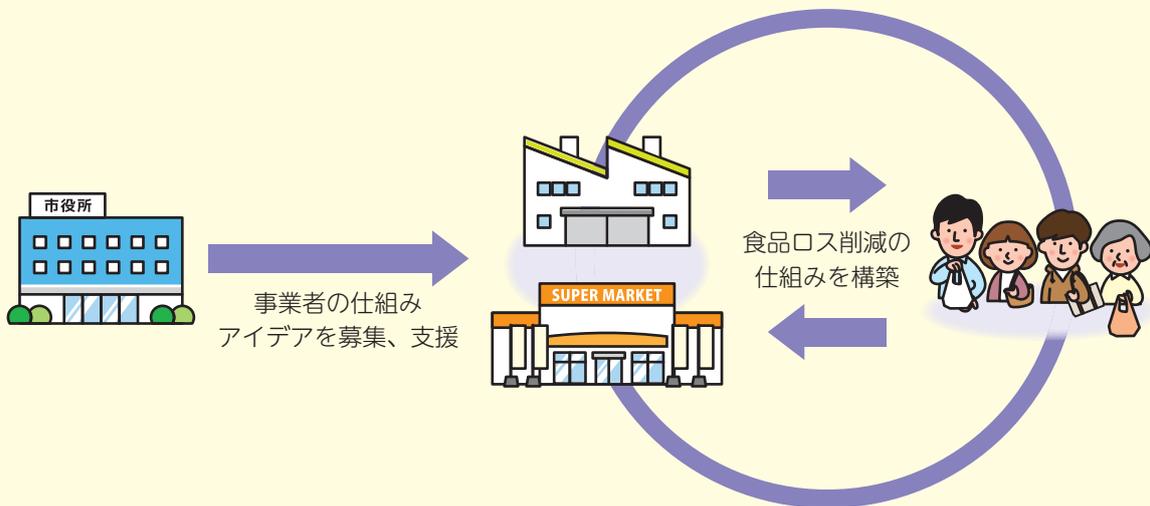
4 推進する施策

(1) 協働による食品ロス削減運動の展開

食品ロス削減を推進するためには、市民・事業者や民間団体・行政の協働による取り組みを進めることが重要です。また、学識経験者を含む2R推進実行委員会との連携により食品ロス削減のための取り組みを検討・実施していきます。

●事業者と連携した食品ロスの削減

食品ロス削減の仕組みやアイデアを持つ事業者を募集し、市民に実践・体験してもらう実証実験などの支援を行うとともに、取り組み内容や削減効果等を発信・共有することで、食品ロスの削減を図ります。



●食品ロス削減月間の取り組み

「食品ロス削減推進法」において、10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」とされています。2R推進実行委員会と連携して、市民の間に広く食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるとともに食品ロス削減につながる行動を促すため、「食品ロス削減月間」にキャンペーンなどの取り組みを実施していきます。



●フードドライブの推進

家庭における食品ロスを削減するため、「環境学習センター（エコパルなごや）」や「なごや生物多様性センター」等の市施設に常設のフードドライブ拠点を設置するほか、環境デーなごや等のイベントにおいてフードドライブを実施していきます。

さらに、民間事業者・民間団体におけるフードドライブや各職場において従業員が家庭で余った食品を持ち寄って実施する職場内フードドライブへ、広報のぼりなどの機材の貸し出しや市公式ウェブサイトにおける広報等により、民間事業者・民間団体による自主的な取り組みを支援し、フードドライブ拠点の拡大を図ります。

集まった食品はフードバンク団体を通じて、地域の福祉施設や子ども食堂など、必要な方々へ届くように進めていきます。

フードドライブとは、家庭にある手つかず食品を持ち寄り、まとめてフードバンク活動団体や地域の福祉施設などに寄附する活動です。「いただきものの詰め合わせを消費できない」、「自分の口に合わないけれど、もったいない」といった理由から家庭で消費できない食品などを対象としています。

〈市施設における回収実績の推移〉

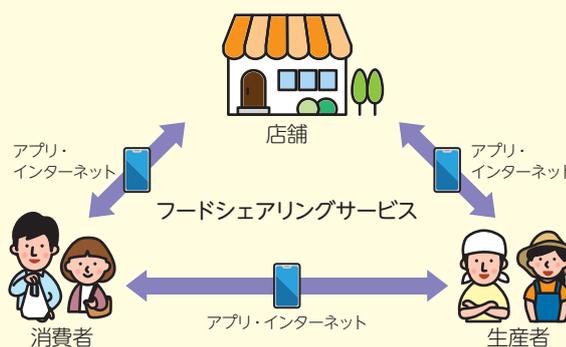
年度	回収点数	回収総重量
令和元年度	3,242点	約1,488kg
令和2年度	3,892点	約1,652kg
令和3年度	4,867点	約1,809kg
令和4年度	4,491点	約2,094kg

●フードシェアリングの推進

そのままでは廃棄されてしまう食品を提供する事業者と購入希望者とのマッチングを行うフードシェアリングサービスの利用を呼び掛けていきます。

フードシェアリングとは、売れ残ってしまいそうな商品を消費者のニーズとマッチングさせる仕組みです。

安価に購入できるほか、購入金額の一部が社会福祉団体等に寄附されるサービスなどもあります。



●組成調査による食品ロスの実態の把握

本市において排出されている、家庭系ごみ及び事業系ごみのそれぞれについて、「ごみ組成分析」を実施しています。これらにより、食品ロス発生量や組成実態を把握するとともに、組成の傾向や変化要因を分析することで、より効果的な施策を検討していきます。

(2) 食品ロス削減行動をする市民の拡大

食品ロスを削減するためには、市民による行動が非常に重要となります。各家庭でできる取り組みや食品ロス削減につながる購買行動などについて、イベントやキャンペーンを通じて呼びかけていくとともに、様々な世代に向けて食品ロス削減に関する環境教育を実施していきます。

●市民への「食品ロス削減行動」の呼びかけ

家庭でできる取り組みなどの周知を目的として、市公式ウェブサイトや広報紙等による周知のほか、環境デーなごや、食材使いきり親子クッキング教室をはじめとしたイベントやキャンペーンによる広報啓発を実施していきます。また、買い物時における「季節商品の予約販売」の利用や「てまえどり」などの購買行動が、食品ロス削減につながることを市民に向けて周知していきます。



●環境教育の推進

環境学習プログラムにおける小学生を対象とした食品ロスを出さないような工夫を紹介する講座や市政出前トークなど食品ロス削減をテーマとした講座・講義などを実施することで、様々な世代に向けて食品ロス削減に関する環境教育を推進していきます。

また、講座・講義・市公式ウェブサイト等において、本市の食品ロスの実態を情報発信することで、食品ロスの現状を市民に向け広報・啓発し、食品ロス削減意識の向上につながるよう進めていきます。

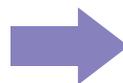
●市関係局等と連携した食品ロス削減の推進

健康福祉局をはじめ関係局と連携し、食育の観点から食の大切さを通した食品ロス削減に関する啓発の実施、食の安全・安心の観点から賞味期限・消費期限の正しい理解の促進や外食時の持ち帰りについて食品衛生上の留意点等を事業者や消費者に向けて広報を実施します。

さらに、国・県との連携による官庁街フードドライブの実施や、職員に対して食品ロス削減の取り組みを周知することで、行政による食品ロス削減行動を促進します。

【市民が変われば事業者が変わる行動例】

市民の行動例	
<ul style="list-style-type: none"> ・購入時に商品を商品棚の手前から取る。 ・恵方巻、クリスマスケーキなどの季節商品を購入する際は予約販売を活用する。 ・外食時の予約キャンセルマナーを守る。 ・必要以上に食品の鮮度を求めることをやめる。 ・賞味・消費期限について正しく理解する。 	
賞味期限	消費期限
おいしく食べることが できる期限。期限が過 ぎてもすぐに食べられ なくなるわけではない。	期限を過ぎたら食べな い方がよい期限。



生産・製造時の作りすぎ
や販売時の食品等の返
品・廃棄を抑制し、事業
者による食品ロスの削減
につながります。

(3) 事業者の食品ロス削減に向けた働きかけ

名古屋市全体として取り組みを進めていくため、事業者の食品ロス削減に向けた働きかけが重要です。各事業者に対する広報啓発や、各店舗における食品ロスの削減の促進などを進めていきます。

●食べ残しゼロ協力店の拡大

本市では、食品ロス削減に取り組む市内の飲食店（テイクアウト・デリバリー提供店を含む）や宿泊施設を食べ残しゼロ協力店として登録して情報発信することで、飲食店等の食品ロス削減の取り組みを促進しています。登録店舗にはステッカーを配布し、希望する店舗にはポスター等も配布しています。

さらなる協力店の拡大に向けて、市内飲食店や宿泊施設に対し、引き続き働きかけていくとともに、利用者・協力店の双方にとって、よりメリットのある制度となるよう事業を進めていきます。

食べ残しゼロ協力店とは、宴会時に乾杯後30分と終了前10分を離席せずに食べ残しを減らす30・10（さんまるいちまる）運動や持ち帰りへの対応などを実践する市内の飲食店等を登録する制度です。

本市の専用ホームページ「食べ残しゼロ協力店-お皿ぴかぴか！ごちそうさま！-マップ」に掲載して、利用を呼びかけています。



●商慣習の見直し「販売期限延長」に向けた検討

食品スーパーなど小売業者が、製造業者や卸売業者から商品の仕入れを行う過程において3分の1ルールという商慣習を適用している場合があり、この過程において食品ロスが発生していることも多いため、販売期限の延長など商慣習の見直しに向け、情報収集・実態調査を進めるとともに、小売店等と連携した新たな仕組み等の検討を進めます。（3分の1ルールについてはP53参照）

●未利用食品の再利用に向けた働きかけ

ICT（情報通信技術）を活用し、何もしなければ廃棄され食品ロスとなってしまう商品を、スマートフォンアプリ等で消費者のニーズとマッチングさせて購入を促すフードシェアリングサービスの活用に向けた啓発を進めます。また、市や民間団体・地域が所有する災害備蓄食料品をフードバンク活動団体へ寄附されるよう働きかけていきます。

●講習や訪問などの機会をとらえた事業者への啓発の実施

事業系の食品ロス削減を推進するため、事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者等に対する講習会での周知等に加え、事業者環境推進員による立入指導等の機会を活用することにより、事業者への啓発を進めていきます。

4 施策1 環境にやさしい学びと行動の推進

施策の柱① 環境学習の推進

● 「なごや環境大学」を活用した人づくり・人の輪づくりの推進

市民・事業者・教育機関・行政が参画する「なごや環境大学」の仕組みを活用し、講座等で学び合いながら、3Rの取り組みに主体的に参画する人づくり・人の輪づくりを推進します。

なごや環境大学は、子どもから大人まで誰もが参加できる学び合いのネットワークです。

市民・事業者・教育機関・行政が、知識や経験、問題意識を持ち寄って、「まちじゅうをキャンパス」に様々な講座を実施しています。



● 学習拠点における環境学習の推進

総合的な環境学習拠点である「環境学習センター（エコパルなごや）」において、展示設備などを利用した環境学習や体験型プログラムを実施するなどして、子どもから大人まで幅広く、3Rに取り組むためのきっかけづくりの場を提供します。

環境学習センター（エコパルなごや）は、身近な環境から地球環境まで、環境をテーマに体験学習ができる拠点施設です。

マスコットキャラクター「コパ」とともに、子どもから大人まで体験と対話を通じて楽しみながら深く学べるプログラムを実施しています。



コパ

● 幼稚園・保育所・学校等における環境学習の推進

幼稚園・保育所・学校等における環境学習の取り組みを支援するため、3Rについて分かりやすく伝える出前講座等を実施し、家庭における3Rの継続的な実践につなげるとともに、環境サポーター（市民ボランティア）への研修等を行うことで環境学習プログラムの充実を図り、一層の活用を促します。

また、小学4年生社会科副教材として作成する「ごみと資源とわたしたち」の配付を通じて、子どもの頃からごみと資源の処理状況を理解し、3Rに取り組む知識を身に付け、実践行動への契機となるよう促します。

施策の柱② 情報発信と行動の展開

●地域へのSDGsの浸透をはかる取り組みの推進

地域へのSDGsの浸透・定着を図るため、地域団体や企業等と協働した取り組みの実践等を通じて、地域・企業等のSDGsの活動促進・普及啓発に取り組みます。

●環境デーなごや等を活用した3Rの取り組みの呼びかけ

市民・事業者・行政の協働のもとに開催される環境イベント「環境デーなごや」や各種団体の広報ツール等を活用し、3Rの取り組みを呼びかけるほか、イベント開催時には出展者を含めて3Rを意識した運営を行うことで、広く市民に対して具体的な3R行動の実践を促します。



環境デーなごや2023の様子

●3Rの取り組みの意義・成果の発信

ごみ・資源の処理量や処理コスト、分別した資源のゆくえ等を見える化するとともに、焼却・破碎工場や資源化施設等の見学会を行い、3Rに取り組む意義や成果を分かりやすく伝えることで、自らの消費が社会や環境にも影響を与えることを自覚する「消費者市民」としての意識づけや、エシカル消費などの3Rにつながる行動の促進を図ります。

●多様な媒体を活用した情報の発信

紙媒体、ウェブサイトなどに加え、スマートフォン向けアプリ、動画、SNSなど様々な媒体を活用し、発信する内容や対象に応じた広報・啓発を行います。

●事業者・大学等と連携した情報の発信

市民が日常的に利用するスーパーやコンビニなど生活に身近な店舗における広報・啓発を実施するほか、市民目線での新たな行動の展開を図るため、事業者・大学等と連携した情報発信を行います。

●なごやSDGsグリーンパートナーズを活用した事業者による3Rの推進

SDGsや環境に配慮した行動に積極的に取り組む事業所を「登録エコ事業所」「認定エコ事業所」「認定優良エコ事業所」の3段階で登録・認定し、事業者による3Rの推進などSDGsや環境保全の自主的な取り組みを促進します。

なごやSDGsグリーンパートナーズとは、環境に配慮した取り組みを自主的かつ積極的に実施している事業所を認定する制度です。「登録エコ事業所」「認定エコ事業所」「認定優良エコ事業所」の3段階で登録・認定し、支援しています。また、「認定優良エコ事業所」の中で特に優秀で他の模範となる取り組みを実践している事業所を表彰し、事業者の意識の向上と活動の底上げを図ります。



●市役所による率先行動

本市自らが率先して環境に配慮した行動を実践するために策定した「名古屋市役所環境行動計画2030」の取り組みを推進するため、本市独自の「なごや環境マネジメントシステム(N-EMS)」を運用しています。N-EMSの運用を通じて、ごみの発生抑制や資源化、グリーン購入を推進します。

また、プラスチックの削減に向け、物品の調達時にプラスチックが使用されたものを可能な限り選ばない、会議・イベント等でペットボトル等の使い捨てプラスチックの提供を行わないなど、発生抑制のための取り組みを推進するとともに、事業執行に伴う部分だけでなく職員の個人利用についても、市民・事業者の規範となるよう、一人一人の意識向上を図ります。

さらに、食品ロスの削減に向け、官庁街フードドライブを実施し、市役所における職場内フードドライブを推進するとともに、職員に対し、食品ロス削減のための取り組みを周知することで、行政による食品ロス削減行動を促進します。

5 施策2 2R（リデュース・リユース）の推進

施策の柱③ 使い捨てプラスチックの削減

●事業者と連携した使い捨てプラスチックの削減（再掲）

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、「持続可能なプラスチックの利用」を実現するには、先進的な技術や様々なノウハウを持つ民間事業者の力は欠かすことができません。使い捨てプラスチック削減の仕組みやアイデアを持つ事業者を募集し、市民に実践・体験してもらう実証実験などの支援を行うとともに、取り組み内容や削減効果等を発信・共有することで、使い捨てプラスチックの削減を図ります。

●2R推進実行委員会と連携した新たな仕組みづくりの検討（再掲）

全国に先駆けて本市独自のレジ袋有料化に取り組んだ2R推進実行委員会というフィールドを活用し、消費者・事業者との連携による協働の力によって、レジ袋有料化に引き続く、新たな使い捨てプラスチック削減の仕組みを構築します。

●マイボトル・マイカップの利用促進（再掲）

ペットボトルやテイクアウト用カップなどの使い捨て飲料容器を削減するためには、マイボトル・マイカップのより一層の利用促進が必要です。環境デーなどのイベントや出前講座など様々な機会を捉えてマイボトルの利用について働きかけを行うほか、SNSをはじめ様々な媒体を通じて普及啓発を行います。

また、市民・事業者・学識経験者と名古屋市で構成する2R推進実行委員会において給水機の設置補助を実施しています。これを継続し、マイボトル対応の無料給水スポットを増やすことで、マイボトルの普及につなげていきます。

施策の柱④ 食品ロスの削減

●協働による食品ロス削減運動の展開（再掲）

食品ロス削減を推進するためには、市民・事業者や民間団体・行政の協働による取り組みが重要であることから、事業者と連携した食品ロスの削減や、食品ロス削減月間（10月）における民間団体等と連携した市民参加型の企画を実施することで、具体的な行動の実践を促す取り組みを推進します。

また、市施設の拠点やイベントでフードドライブを実施するほか、小売店や百貨店などにおけるフードドライブや職場内フードドライブへの広報用のぼりなど資材の貸し出しや市公式ウェブサイトにおける広報等により、民間団体等の自主的な取り組みを支援し、フードドライブ拠点の拡大を図っていきます。

さらに、ごみの組成調査による食品ロスの実態の把握により、食品ロスの組成の傾向や変化要因を分析することで、より効果的な施策の検討をしていきます。

●食品ロス削減行動をする市民の拡大（再掲）

食品ロスを削減するためには、市民による行動が非常に重要となります。家庭でできる取り組みの周知を目的とした市公式ウェブサイトや広報紙等による広報や、環境デーなごやなどのイベントやキャンペーンによる広報啓発を実施します。

また、様々な世代に向けた食品ロス削減に関する環境教育の推進や、食育の観点から食の大切さを通じた食品ロス削減に関する啓発の実施、食の安全・安心の観点から賞味期限・消費期限の正しい理解の促進など食品衛生上の留意点等を事業者や消費者に向けて広報を実施します。

さらに、国・県との連携による官庁街フードドライブの実施や、職員に対して食品ロス削減の取り組みを周知することで、行政による食品ロス削減行動を促進します。

●事業者の食品ロス削減に向けた働きかけ（再掲）

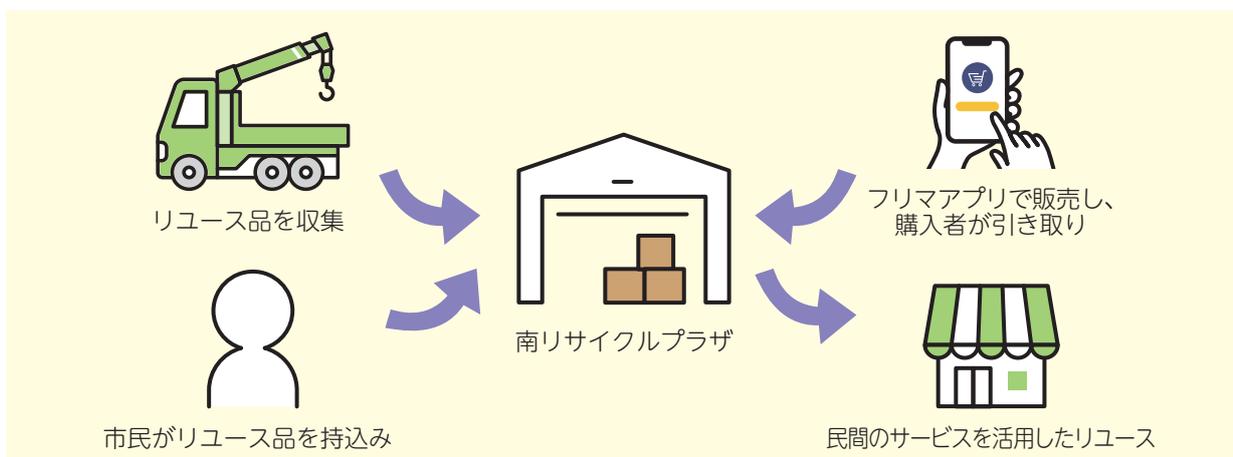
名古屋市全体として取り組みを進めていくため、事業者の食品ロス削減に向けた働きかけが重要です。「食べ残しゼロ協力店」の普及拡大を図ることにより30・10運動や持ち帰り対応など飲食店の取り組みを促進するとともに、販売期限の延長など商慣習の見直しに向けた実態調査など小売店等と連携した取り組みの検討を進めていきます。

また、未利用食品の再利用に向けた取り組みとして、ICT（情報通信技術）を活用したフードシェアリングサービスの利用に向けた啓発の実施、市や民間団体・地域が所有する災害備蓄食料品をフードバンク活動団体へ寄附されるよう働きかけを行っていくほか、講習や立入指導などの機会をとらえた事業者への食品ロス削減に関する啓発を実施します。

施策の柱⑤ モノを大切にする意識の醸成

●事業者と連携したリユース事業の実施

リユースショップやフリマアプリなど様々な形態の取引が広がるなど、拡大・多様化するリユース市場の状況を踏まえ、市民の「モノを大切に長く使う」意識の醸成とごみの発生抑制を目指し、フリマアプリを活用したリユース品の販売や、事業者のインターネットプラットフォームの紹介など、事業者のノウハウを活用したリユース事業を進めます。



●アップサイクルの普及促進

アップサイクルとは、いらなくなったものや捨てられるものに、アイデアやデザインなどの新たな付加価値をつけ、アップグレードして新しい別のものに生まれ変わらせることです。市民の「不要なものは捨てる」から「不要なものも活かす」意識の醸成を目指し、アップサイクルを体験できるワークショップを実施するとともに、アップサイクルに関する情報を発信していきます。



●リユースの啓発と取り組み支援

イベントなどにおいて洗って繰り返し使えるリユース食器を貸し出す事業や、地域の団体等が主体的に行うフリーマーケットへの開催の支援、自転車の海外リユース事業など、市民がリユースをより身近に感じる取り組みを行います。

●長く使う、直して使う意識の醸成

リペア（修理・補修）についての情報を発信するとともに、実践できる講座を開催し、「長く使う、直して使う」意識の醸成に向け、啓発を進めます。

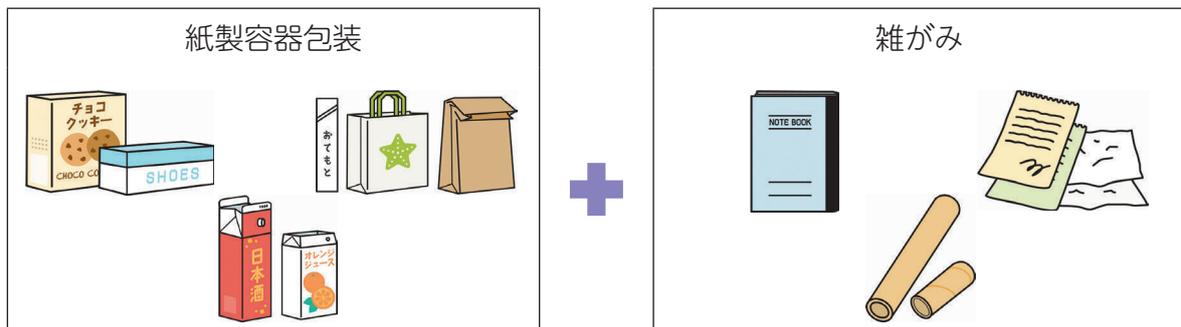
6 施策3 分別・リサイクルの推進

施策の柱⑥ 「分かりやすい・分けやすい」 区分による分別収集の実施

●紙製容器包装と雑がみの一括収集

紙製容器包装と雑がみは、「分別が分かりにくい、まとまった量が出ない」などの理由で資源分別率が低迷していたことから、「紙製容器包装と雑がみの一括収集」を実施しています。

資源分別率の向上を図るとともに、リサイクルできない紙類などが混入しないよう、広報を行います。



●プラスチック資源の一括収集（再掲）

「プラスチック資源循環促進法」に基づき、タッパーや歯ブラシなどのプラスチック製品について、分別区分を可燃ごみから資源に変更し、プラスチック製容器包装と合わせて収集・リサイクルを行います（令和6年4月開始）。

資源分別率の向上を図るとともに、危険物などが混入しないよう、広報を行います。

●その他分別区分の見直しの検討

ごみと資源の分別や適正な排出をより一層推進するため、市民・事業者にとって「分かりやすい・分けやすい」分別区分について、引き続き検討していきます。

施策の柱⑦ 分別意識のさらなる向上

【家庭系】

●ターゲットに応じた効果的な広報

分別ルールが定着しにくい若年層・外国人・短期賃貸マンション入居者・市外からの転入者などに対し、ターゲットの属性に応じた多様な手段による効果的な広報を展開します。

資源・ごみ分別アプリ
さんあ〜る(3R)

ごみ減量・資源化ガイド (保存版)

ごみ減量・資源化ガイド (やさしい日本語版)

【対応言語】
日本語・英語・中国語・ハングル・
ポルトガル語・スペイン語・
フィリピン語・ベトナム語・ネパール語

●分別排出の推進

各環境事業所に分別推進員を配置し、分別排出が徹底されていない資源ステーションや共同住宅において、不適正排出者に対する周知・排出指導を行います。

また、分別マナーアップ推進月間を中心に職員による地域の巡回などを実施し、資源・ごみの分別排出を呼びかけます。

そのほか、排出指導を徹底していくため、資源を排出する際は、指定の資源袋を用いることを原則としたうえで、ご家庭で不要になった袋をリユースする場合は、無色透明の袋に限ることを周知します。

●住宅管理会社との連携

分別ルールが徹底されていない共同住宅について、管理会社と連携した周知・排出指導を行います。

また、共同住宅管理会社等と組織する協議会を活用した広報・情報交換等を実施します。

●地域との協働

地域で分別に協力いただいている保健環境委員をはじめとする市民の皆様と連携し、資源・ごみの分別排出をより一層進めるための広報や周知活動を充実させます。

また、資源ステーションの適正管理・公衆衛生保持に努めます。

【事業系】

●事業系ごみ（古紙・生ごみ・プラスチック）の分別・資源化の促進

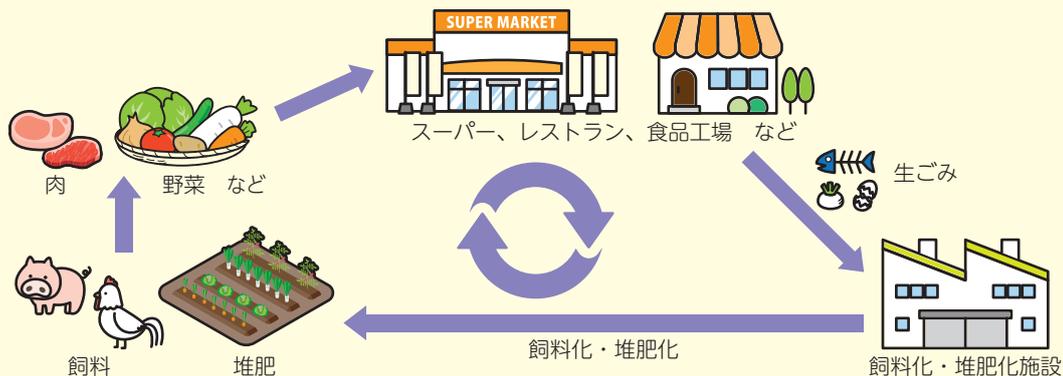
事業系ごみのうち、資源化可能な紙類、生ごみがそれぞれ約2割を占めています。

古紙については、立入調査等において、古紙の分別・資源化の徹底について、発生抑制や再利用も含めた適正排出指導を行います。生ごみについては、引き続き民間資源化施設への誘導を図るとともに、従来の飼料化・堆肥化が困難な生ごみの資源化についても検討・促進します。

また、事業系ごみに占めるプラスチックの割合が増加傾向にあることから、事業系ごみの組成分析によりプラスチックの排出状況を把握し、立入調査等を通じて発生抑制や適正排出、資源化に向けた指導を強化します。

生ごみ（食品廃棄物）のリサイクルは、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」において、食品の売れ残りや食べ残し等により、大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造・流通・外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進することとされています。

名古屋市内においては、民間事業者が運営する飼料化施設、堆肥化施設の2施設が稼働しており、市内事業者から排出される事業系生ごみのリサイクルを進めています。



●条例等に基づく立入調査の実施

事業用大規模建築物等に提出を義務づけている事業系廃棄物減量計画書をもとに、事業所におけるごみ処理の実態を把握し、取り組みの問題点や課題に対して必要な助言・指導を行います。

●中小事業所への啓発

テナントビルのオフィス・店舗等を含め、中小事業所の実態把握に努め、啓発指導に生かします。

●許可業者と連携した排出事業者への働きかけ

事業系ごみ収集の担い手である許可業者と連携し、排出事業者に対して、分別の徹底や再生可能な紙類・生ごみの資源化促進の働きかけを行います。

施策の柱⑧ リサイクルのさらなる推進

●集団資源回収団体等への支援

集団資源回収やリサイクルステーションを実施する地域団体に対して助成を行い、市民の自主的な取り組みによる古紙リサイクルシステムを支援します。

●古紙持ち去り防止対策の推進

集団資源回収の円滑な実施を確保するため、「名古屋市集団回収における古紙の持ち去り防止に関する条例」に基づき、古紙回収業者や地域と協力し、古紙持ち去りの根絶に向けた取り組みを進めます。

●アルミ缶等持ち去り防止対策の推進

アルミ缶等の資源・ごみの持ち去りについて、他都市の対応状況を参考に、地域の方々のご意見も伺いながら、本市の実態に応じ、有効な持ち去り防止策を検討し、実施していきます。

●拠点回収（小型家電・充電式家電、食用油）の実施

携帯電話、デジタルカメラなどに含まれる有用な金属を資源として有効利用するため、小型家電を市内のスーパー、区役所、環境事業所等の拠点で回収するほか、充電式家電を環境事業所で回収します。家庭の使用済み食用油については、バイオディーゼル燃料等として有効利用するため、市内のスーパーで回収を行います。

●事業者によるプラスチック資源の自主回収の推進（再掲）

「プラスチック資源循環促進法」に基づく製造・販売事業者等によるプラスチック製品の自主回収・リサイクルについて、認定手続きに関する助言や広報の協力などを通じて、事業者の取り組みを支援します。

●生ごみ堆肥化の促進

家庭や地域での自主的な生ごみ堆肥化の取り組みを推進するため、生ごみ堆肥化講座などを開催するとともに、生ごみ資源化の活動に取り組む団体に対して活動の助成を行います。また、家庭で使いきれず余ってしまった堆肥については、市で引き取りを行い、環境局施設等での利活用を進めます。

●草木類のリサイクルに向けた検討

ごみ・資源の組成調査の結果によると、家庭から排出される可燃ごみのうち草木類は約1割を占めており、リサイクルを進めることによるごみ減量効果は大きなものとなります。これまで行ってきた実証実験結果などを踏まえ、本格実施に向けた検討を進めます。

●新たな品目のリサイクルや処理ルートを検討

リサイクル技術の進展状況や民間資源化施設の動向、コストやリサイクルによる効果を含めた実現可能性等を見極めながら、新たな品目のリサイクルや処理ルートの検討を行っていきます。

7 施策4 安心・安全で適正な収集・処理体制の確保

施策の柱⑨ 社会課題に対応した収集・処理の推進

●高齢者等の排出弱者への支援

本市では、65歳以上の方で構成された世帯など、名古屋市が収集する家庭ごみや資源を所定の排出場所まで持ち出すことが困難な方を対象に、市が対象者の自宅前まで出された資源・ごみを直接収集する「なごやか収集」制度を実施しています。

なごやか収集の実施件数は、高齢化の進行や高齢単身世帯の増加等に伴い、年々増加しており今後も増加が見込まれるため、対象者への対応を確実に行うとともに、福祉部門とも情報交換・連携しながら、制度周知に努めます。

〈対象世帯〉

以下の1から5のいずれかに該当し、親族や近所の方の協力を得ることが困難で、お一人でごみや資源を持ち出すことができない方のみで構成された世帯

- 1 65歳以上の方
- 2 要介護者又は要支援者と認定された方
- 3 身体障害者手帳を所持する方
- 4 精神障害者保健福祉手帳を所持する方
- 5 愛護手帳を所持する方

〈実施件数の推移〉

対象年月	実施件数	前年比
平成14年3月	762件	—
平成15年3月	1,100件	+338件
}		
平成31年3月	4,357件	—
令和2年3月	4,567件	+210件
令和3年3月	4,963件	+396件
令和4年3月	5,108件	+145件
令和5年3月	5,470件	+362件

●一時多量ごみ等への対応

引越し・遺品整理等に伴い多量に発生する一時多量ごみについては、排出にお困りの方も多く、違法な不用品回収業者との間でトラブルになる事例も発生しているため、許可業者による対応を実施しています。引き続き、制度の周知を図るとともに、違法な不用品回収業者を利用しないよう啓発に努めます。

●自己搬入の利便性向上の検討

ライフスタイルが多様化し、通常の収集への排出が難しいケースの増加が予想されるため、工場の混雑を緩和するなど自己搬入の利便性向上について検討を進めます。

●社会情勢の変化を踏まえた収集体制の検討

社会情勢の変化を踏まえ、資源・ごみの排出利便性を高めるため、収集体制のあり方について検討を進めます。

●収集・処理時の火災・発火防止対策の推進

近年増えているリチウムイオン電池等による収集・処理時の火災・発火を防ぐため、電池類の一括収集や小型家電・充電式家電の拠点回収を行っています。

「電池類」やスプレー缶などの「発火性危険物」が誤った分別区分で排出されないよう広報・啓発するとともに、国や業界団体に対しては生産者責任について働きかけていきます。

また、処理施設では火災を未然に防ぐため、監視カメラ、検知器等を設置しており、発火の早期発見と確実な対応に努めます。



リチウムイオン電池による発火実験の様子
写真提供：独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）

●適正処理困難物等への対応

技術進歩などによる新たな素材や製品の開発などに伴い、従来の処理体制では適正処理が困難な廃棄物への対応が懸念されます。国の動向などを踏まえながら分別・処理方法の検討を進めます。

●収集時の環境負荷の低減

作業用自動車の使用に伴う大気汚染防止対策として、最新排出ガス規制適合車への計画的な買替えを進めるとともに、温室効果ガス排出抑制策として、バイオディーゼル燃料の使用などについての検討を進めます。

●可燃ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入促進（再掲）

「プラスチック資源循環戦略」において、焼却せざるを得ない可燃ごみ袋については、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックを活用することが求められていることから、バイオマス原料の供給体制やコストなどの動向も踏まえながら、可燃ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入を促進します。

●大規模災害・感染症への備え

大規模地震や風水害の発生時においては、初動で職員が迅速な現場状況の把握を行い、生活ごみの収集を速やかに再開するとともに、災害廃棄物については、「名古屋市災害廃棄物処理計画」に基づき、適正かつ円滑な処理を実施し、早期の復旧・復興を目指します。

また、今後も感染症拡大時には、「新型インフルエンザ等業務継続計画」に基づき、職員の欠勤率に応じて適切な応援体制を取りながら、ごみ・資源の収集・処理の継続を目指します。

施策の柱⑩ 計画的かつ環境に配慮した施設整備

●焼却工場の整備

【整備方針】

衛生的な環境の維持や環境負荷の低減を図るため、施設の適切な維持管理により良好な環境の保全・確保に努めるとともに、焼却工場で発生する熱エネルギーを発電、給湯、冷暖房等に有効利用しています。施設整備においては、施設の配置状況にも配慮し、持続可能な処理体制を維持することを最優先とし、処分場への負荷軽減を図りつつ、脱炭素社会の実現への貢献にも努めていきます。

（市有資産の有効活用）

- ・施設の長寿命化により財政負担の軽減を図ります。
- ・ごみ処理への影響が小さく、一定の機能向上が見込める大規模改修を整備の基本とし、設備更新も活用しながら15年から25年の長寿命化を図ります。
- ・脱炭素社会の実現など将来の社会的ニーズの変化等も考慮したうえで、建築物の目標耐用年数である60年から80年を見据え、ごみ処理の安定性確保に向けた適切な維持管理を行いながら更なる長寿命化に努めます。

（整備時期の分散化及び規模等の平準化）

- ・各施設の整備時期の分散化と、長期的な視点から設備規模の平準化を図ります。
- ・施設の建て替えの際は、破碎設備を焼却設備の前処理設備として導入を検討していきます。

（運営体制）

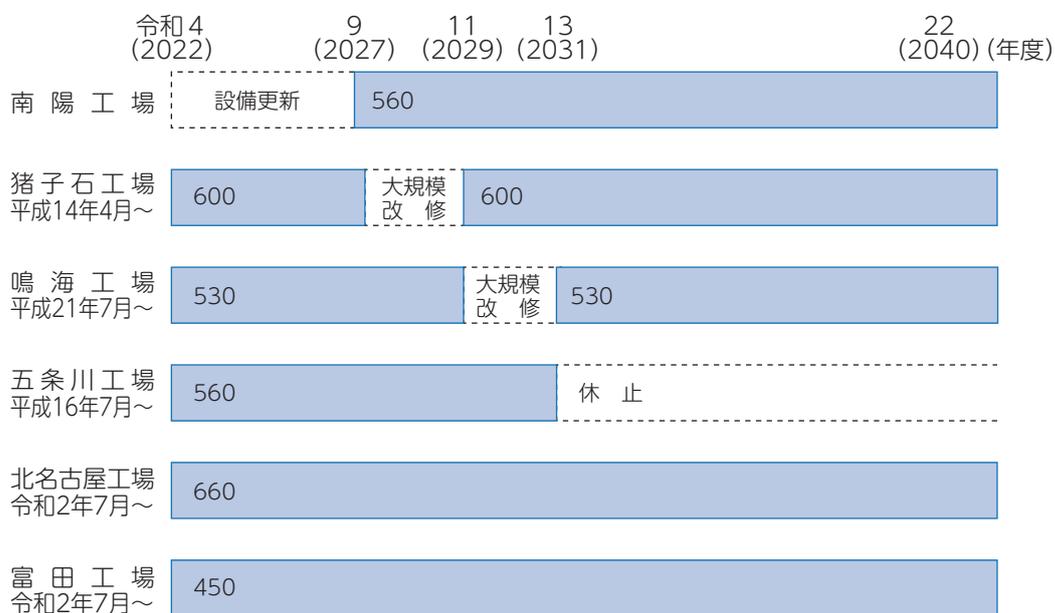
- ・直営3工場、PFI事業2工場の運営体制により、職員の技術力を維持しつつ民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した効率的なごみ処理体制となっていることから、この運営体制を基本としていきます。
- ・PFI事業においては、事業スキームのなかで資源化から利活用まで順調に行われており、埋立量削減に大きく貢献していることから、今後も灰の資源化を含めた事業として実施します。
- ・内閣府においてはPFIに加え、包括的民間委託など官民連携事業（PPP）も含めPPP/PFIを推進していることから、今後はPPP/PFI事業として検討を進めます。

（脱炭素社会の実現への貢献）

- ・省エネ設備や建築資材の積極的な導入を進めるとともに、より多くの熱エネルギーを回収するため、高効率なごみ発電設備の導入に努めるなど、温室効果ガスの削減に向けた取り組みを検討し、可能な限り実施していきます。
- ・国において、将来的には新たな技術（排ガス中の二酸化炭素を回収し、有効利用するCCUSなどの技術）のごみ処理システムへの導入により脱炭素化を推進することが期待されていることから、新たな技術の導入に向け、今後の技術動向を注視しながら検討を進めていきます。

【整備計画】

令和2(2020)年度に北名古屋工場及び富田工場が稼働し、設備規模がほぼ平準化された5工場稼働体制となったことから、今後もこの体制を維持して整備を進めます。



(注) 数値は設備規模 (トン/日)

[令和22 (2040) 年度までの焼却工場の整備計画]

・南陽工場の設備更新

設備更新 (建屋を有効活用して全ての設備を更新) により設備規模を560トン/日とし、併せて設備規模100トン/5hの破碎設備を併設する整備を進めており、令和9 (2027) 年3月の稼働を目指します。

・猪子石工場の整備

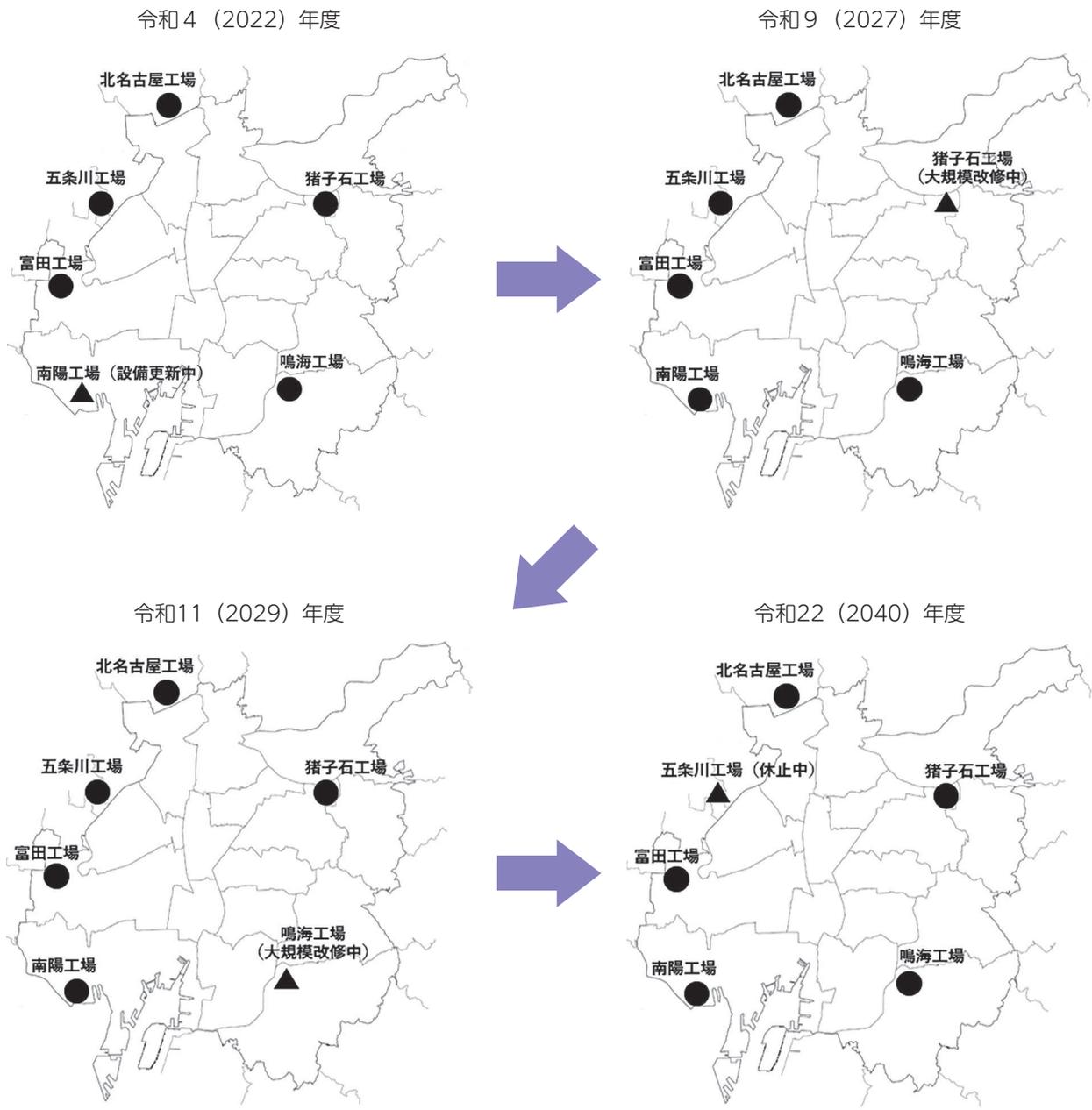
市北東部方面のごみ処理を担う工場であることから、鳴海工場と五条川工場の整備時期も考慮し、整備期間が短く、既設設備の長寿命化を図る大規模改修により整備を行い、令和11 (2029) 年度の稼働を目指します。

・鳴海工場の整備

令和11 (2029) 年度にPFI事業契約の終了時期を迎えるため、猪子石工場と同様に大規模改修により整備を行います。今後、令和13 (2031) 年度の稼働を目指し、PPP/PFI事業として検討を進めていきます。

・五条川工場の整備

鳴海工場の運営再開に伴い休止し、北名古屋工場や富田工場の整備時期を迎える令和22 (2040) 年度以降の稼働を目指すとともに、脱炭素化に資するCCUSをはじめとする新たな技術の導入に向けた検討を行っていきます。



[焼却工場の配置状況]

●資源選別・保管施設、破碎施設等の整備

資源選別・保管施設については、今後の処理量などを踏まえつつ、補修や設備更新を検討していきます。破碎設備については、焼却工場の建て替えの際に焼却設備の前処理設備として導入を検討していきます。

- ・愛岐処分場小規模破碎施設
設置から30年が経過しており、老朽化が著しいことから、施設の更新について検討を行い、必要な更新等を行っていきます。
- ・大江破碎工場
南陽工場破碎設備の稼働により休止し、長期的な視点からごみ処理施設としての活用を検討していきます。

施策の柱⑪ 長期的かつ安定的な埋立処分場の確保

●処分場の負荷軽減

鳴海工場、北名古屋工場及び民間施設において焼却灰などを資源化することで有効活用を図り、処分場の負荷を軽減します。

また、民間施設における資源化については、広域処分場を含めた処分場の状況、民間施設の受け入れ状況や資源化コストなどを総合的に勘案しながら実施します。

●処分場の適正管理

愛岐処分場については、今後も計画的な修繕や改修等を行い、長期的かつ安定的な処分体制が確保できるように適正に管理をしていきます。第二処分場については、他の埋立処分場の状況等を考慮しつつ、埋立期間の延長についての検討を行います。

また、埋立て自体は終了しているものの、当分の間、浸出水処理施設等の管理が必要な処分場についても、改修計画の検討や、必要な修繕等を行い、適正に管理していきます。

●広域処分場の活用

愛知県が中心となって整備した広域処分場である衣浦港3号地廃棄物最終処分場については、本市処分場の負荷を軽減するとともにリスク分散にもつながることから、今後も可能な限り活用していくことが必要です。

また、衣浦港3号地廃棄物最終処分場の終了後も引き続き次期広域処分場が活用できるよう、処分場の確保という同じ課題を持つ市町村等と連携し、関係機関に働きかけていきます。

なお、民間処分場については、災害時など必要に応じて活用します。

●新規処分場の検討

埋立処分場を新たに確保することは容易ではなく、長期間を要します。新規処分場については、自区内処理やリスク分散、建設コスト、焼却灰等の資源化状況等を考慮しつつ検討を行います。

8 施策5 快適に住み続けられるまちづくり

施策の柱⑫ 循環型社会に向けた社会経済システムの構築

●資源循環とビジネスが融合した社会の形成

プラスチックなど資源循環に取り組みやすい品目を皮切りに、消費者である市民の理解の醸成や事業者への支援・連携など、資源循環とビジネスが融合した社会の形成に向けた取り組みを推進します。

また、数ある産業の中でも、ファッション産業は製造にかかるエネルギー使用量やライフサイクルの短さなどから環境負荷が非常に大きい産業として指摘されており、地球環境や人・社会に配慮したサステナブルファッションの考えが広まりつつあるため、これらの推進に向けた取り組みを検討していきます。

- 例) ・サーキュラーエコノミーの視点を取り入れた資源循環の普及・啓発の実施
- ・プラスチックや衣類などの資源循環に向けた事業者支援
- ・市民・事業者・行政の協働の場の構築（プラットホームの整備、事業検討）

●拡大生産者責任の徹底に向けた国への働きかけ

拡大生産者責任とは、OECD（経済協力開発機構）が提唱した概念で、「製品に対する生産者の物理的および経済的責任が製品ライフサイクルの使用後の段階まで拡大される環境政策上の手法」と定義されています。令和4（2022）年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」では、プラスチック使用製品設計指針のほか、製造事業者等による自主回収促進等について示され、設計段階での環境配慮の促進や素材別リサイクルが記載されるなど、一定程度拡大生産者責任の見直しが図られています。

しかし、「容器包装リサイクル法」に基づく資源化を実施する際には、最も手間とコストがかかる分別収集・選別保管が自治体負担となり、事業者が発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブが働かないなど、拡大生産者責任の徹底に至るには未だ少なからず課題があります。また、今後、高齢化の進行や外国人住民の増加などにより、素材の判別や適切な分別をすることが難しい市民が増えてくることが想定されており、事業者が製品を製造する段階で分別しやすいデザインを取り入れるなど、課題解決に向けた取り組みが求められています。

本市では、こうした社会経済情勢の変化に的確に対応するためにも、拡大生産者責任の徹底が必要であると考えていることから、引き続き、国に対して働きかけを続けていきます。

●廃棄物処理におけるDX化の推進

持続可能な循環型都市を実現するためには、デジタル技術の活用等によりDXを推進していく必要があります。廃棄物処理においても利便性の向上や業務の効率化に向け、DXの推進に向けた取り組みを検討していきます。

- 例) ・AI等を活用した業務の効率化
- ・オンライン手続等による利便性の向上
- ・キャッシュレス決済の活用

●家庭ごみコスト負担のあり方についての検討

家庭系ごみの有料化については、排出量に応じた負担の公平性が図られ、循環型社会システム構築のための一つ的手段として考えられます。現状では、市民の1人1日あたりの家庭系ごみ量は減少傾向となっており、今後のごみ減量の取り組み状況を見極めながら、他自治体の動向等を調査研究するとともに、適正な負担のあり方について議論と検討を行っていきます。

●事業者の自己処理責任の徹底

事業者の自己処理責任・受益者負担の考えを踏まえ、事業系ごみの減量・資源化誘導の観点について調査研究を行いつつ、自己処理責任等の徹底の一つとして適正なごみ処理手数料について検討を行っていきます。

●脱炭素先行地域における持続可能なまちに向けた仕組みづくり

脱炭素先行地域とは、令和32（2050）年の脱炭素社会の実現に向け、令和12（2030）年度までに家庭や事業所などで消費する電力に伴う二酸化炭素排出を実質ゼロにするとともに、地域の課題を解決し、魅力と質を向上させる地域創生に取り組む区域のことです。

令和4（2022）年度に脱炭素先行地域に選定された名古屋市港区の「みなとアクルス」において、住民の暮らしの質を向上させながら脱炭素社会の実現を目指す中で、循環型なまちづくりに取り組み、環境負荷が抑えられた持続可能な経済・社会の仕組みを構築します。

- ①市内のごみから生じるバイオマス発電電力を地域内へ還元することで、地産地消の循環型エネルギーシステムを構築
- ②地域内の生ごみを肥料・飼料にして市内農家へ提供し、その肥料で食物を育て、その食物を再び地域内で利用する循環型の仕組みを構築
- ③健康な食生活やフードドライブ、省エネな調理方法等を学ぶイベントを開催し、食を通して循環型社会を学ぶ取り組みを実施



施策の柱⑬ きれいなまちづくり

●不法投棄防止対策の推進

廃棄物の不法投棄を防止するため、パトロールの実施や不法投棄の多い地点での監視カメラによる常時監視、通報制度の運用により、不法投棄の早期発見と的確な処理指導を行います。

●ポイ捨て防止対策・クリーン活動の推進

空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てを防止し、快適で住みよいまちづくりを推進するため、「名古屋市空き缶等の散乱の防止に関する条例」を施行しており、市内24地区の美化推進重点区域を中心に、職員によるパトロール及び啓発活動を行うとともに、市民、事業者と行政が協働して町をきれいにする「名古屋クリーンパートナー制度」を実施していきます。

また、市民が美化活動に取り組むきっかけとなるよう、ごみ拾いとジョギングを合わせた新しい市民参加型の環境と健康の両方にやさしいフィットネス「プロギング」などの啓発活動を実施し、市民の機運の醸成に向けて対策を進めていきます。

●カラスによる散乱被害対策の推進

カラスによるごみや資源の散乱被害を防ぐ対策について広報・周知するとともに、散乱被害の大きい箇所について、各被害箇所に応じた対策を講じることで、改善を図ります。

〈対策例〉

カラスがめくりづらいおもしろいネットにごみを入れる



生ごみを目隠ししてカラスに気づかれないようにする